

平成29年第1回定例会

総務民生常任委員会  
会 議 録

期日：平成29年3月9日（木）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

---

日 時： 平成29年3月9日（木曜日） 午前9時57分～午後3時30分

---

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

---

出席委員（7人）

委員長	佐藤清吉	副委員長	佐藤文子
委員	石塚 柏	委員	小山緑郎
委員	大野忠夫	委員	児玉裕一
委員	千葉 健		

---

欠席委員（0人）

---

説明のため出席した者

総務部長：佐藤芳彦	議会事務局長：伊藤義之
総務課長：福原勝人	総務部次長兼秘書課長：福田 浩
財政課長：舩谷祐幸	総務部次長契約検査課長：齋藤恭一
総務部次長兼税務課長：久保江信晴	総務部次長兼債権管理課長：進藤 久
総合防災課長：竹村由喜美	雪対策推進室長：今 和則
会計管理者兼会計課長：伊藤雅裕	選挙管理委員会事務局長：生田目新永
監査委員事務局長：今 善雄	
神岡支所長：伊藤禎祐	西仙北支所長：佐々木繁隆
中仙支所長：高橋利省	協和支所長：佐川浩資
南外支所長：佐藤政利	仙北支所長：大河洋子
太田支所長：安達成年	

---

議会事務局職員出席者

事務局参事 堀江孝明

---

## 審議案件

- 第1 議案第6号 大仙市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について
  - 第2 議案第7号 大仙市税条例の一部を改正する条例の制定について
  - 第3 議案第17号 大仙市アーカイブズ条例の制定について
  - 第4 議案第18号 大仙市雪対策基本条例の制定について
  - 第5 議案第20号 町の区域の変更について
  - 第6 議案第27号 平成28年度大仙市一般会計補正予算（第9号）【 説明・質疑 】
  - 第7 議案第37号 平成29年度大仙市一般会計予算【 説明・質疑 】
  - 第8 議案第49号 平成29年度大仙市内小友財産区特別会計予算
  - 第9 議案第50号 平成29年度大仙市大川西根財産区特別会計予算
  - 第10 議案第51号 平成29年度大仙市荒川財産区特別会計予算
  - 第11 議案第52号 平成29年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算
  - 第12 議案第53号 平成29年度大仙市船岡財産区特別会計予算
  - 第13 議案第54号 平成29年度大仙市淀川財産区特別会計予算
-

午前9時57分 開会

【開会】

○委員長（佐藤清吉） おはようございます。

委員各位及び職員の皆様には、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。今日は、条例案あるいはまた単行案、そして28年度の補正予算等、特にですね、29年度の当初予算の委員会審査でもありますので、どうか皆さん方からですね、特によろしく願っていたいと、そう思っております。それと、あとはですね、明日の2日目10日なんですけども、終わってから送別会をする予定となっておりますので、なんとか全員、ご参加いただければなと思っておりますので、併せてお願い申し上げたいと思います。

それではただいまから、総務民生常任委員会を開会いたします。

審査にあたっては、本日は総務部関係について行い、明日、10日は市民部及び両部に係る案件について審査を行いたいと思っておりますので、よろしく願います。

なお、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてから願います。

---

【部長あいさつ】

○委員長（佐藤清吉） はじめに、当局より挨拶をお願いいたします。佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤芳彦） 皆様、改めましておはようございます。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

今次定例会で、ご審議をお願いいたします案件でありますけれども、総務部の関係としましては、条例案が4件であります。単行案1件、一般会計の補正予算案、それから当初予算案、及び各財産区の特別会計の当初予算案、合わせて13件でございます。内容につきましては、このあと担当課長からご説明させていただきます。各案件につきましては、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。なお、本会議の最終日に市長の辞職の市長選挙の関係で、市議会議員の補欠選挙の執行に係ります補正予算案を追加提案させていただきたいと考えております。28年度の執行に係わる予算、それから29年度の執行に係わる予算、補正予算案が2件、追加提案をさせていただきます。この関係で最終日にも、改めまして総務委員会の開催をお願いしたいと思いますので、よろ

しくお願いしたいと思います。また、本日安達太田支所長につきましては、インフルエンザのため、本日欠席となりますので、よろしくをお願いいたします。以上であります。どうかよろしくお願い申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） はい、ありがとうございました。

それでは、当委員会に付託された事件について審査いたしますが、今回は条例案や補正予算に加え、29年度の当初予算もあり、内容が多くなっておりますので、説明は新規事業や拡充事業、また、特に説明を要する事業などを中心にお願いいたします。なお、説明は、座ったままで結構です。

---

### 【議案第6号】

○委員長（佐藤清吉） はじめに、議案第6号、「大仙市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。福原総務課長。

○総務課長（福原勝人） おはようございます。説明に入ります前に、本日同席させていただきます総務課職員を紹介いたします。行政改革班長の佐々木参事でございます。続きまして、職員班長の小林主幹でございます。続きまして、文書法制班長の高橋副主幹でございます。公文書館設置準備室の森川主席主査でございます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、議案第6号、大仙市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。資料は、No.1番の議案書でございます。6ページから9ページまでをご覧くださいと思います。

本案は、市職員のうち、嘱託職員におきましても一般職の職員と同様に育児休業等を取得することができることとするほか、児童福祉法等の一部が改正されたことに伴う所要の文言整理等を行うものでありまして、平成29年4月1日から施行することとしております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） おはようございます。今、この嘱託職員の該当というのは、法律改正だからあれだけでも、今、その該当するような嘱託職員というのは、何人ぐらいいるもんだしか。

○委員長（佐藤清吉） はい、総務課長。

○総務課長（福原勝人） 現在、嘱託職員と呼ばれている職員は120名おります。

○委員（大野忠夫） 全体で、120人、すごいな、はい、わかりました。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

### 【議案第7号】

○委員長（佐藤清吉） 次に、議案第7号、「大仙市税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。久保江次長。

○次長兼税務課長（久保江信晴） おはようございます。説明の前に説明補助員をご紹介します。資産税班班長の今野参事でございます。市民税班班長の今田主幹です。

それでは、資料No.1 議案書10ページから17ページをご覧ください。議案第7号「大仙市税条例等の一部を改正する条例の制定について」でございます。

このことにつきましては、消費税率10%への引き上げを平成29年4月から平成31年10月まで2年半延長したことに伴う「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等」、いわゆる「消費税引上げ時期の変更に伴う税制上の措置関連法案」が平成28年11月28日

に公布され、一部を除き、公布の日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。改正の内容につきまして、ご説明申し上げますが、改正条文につきましては割愛させていただき、改正要旨について、ご説明させていただきますので、ご了承ください。

最初に、市民税につきましては、個人市民税における住宅ローン減税措置について、適用期限を平成33年12月31日まで2年半延長するものであります。また、法人市民税の法人税割の税率を12.1%から8.4%に引き下げる改正の実施時期について、平成31年10月1日以後に開始する事業年度の適用に延期するものであります。

次に、軽自動車税につきましては、自動車取得税の廃止時期及び、それに代わる軽自動車税における環境性能割の導入時期を、それぞれ平成31年10月1日に延期するものであります。また、あわせて軽自動車税のグリーン化特例、軽課も、同様に1年延長するものであります。

次に、入湯税につきましては、「日帰りの場合の税率特例」を、延長するものであります。日帰りの場合の税率につきましては、平成20年4月から、150円の税率から100円を軽減し50円とする措置を、9年間実施してきております。しかしながら、入湯者数が減少傾向であることなどから、利用者の利便性を向上させるため、平成29年4月1日以降も、引き続き1年間、平成30年3月31日まで、措置期間を延長するものであります。

施行期日につきましては、所要の経過措置を設けた上で、一部を除き、公布の日から施行するものであります。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） 入湯税についてお尋ねします。入湯税も、これも地方税法と地方交付税法の改正に伴う変更ということなのかどうか。確認ですけど。ということは逆に言うと全国、北海道から九州沖縄まで、入湯税については、国の方で、ばちっと決めちゃうよと、例えば、地方自治なんか言ってただけど、入湯税まで、これ国の方で細かいところ決めて、やってくださいよということになるんですかね。その辺の状況、ちょっとお分かりでしたら教えていただきたいんですが。

- 委員長（佐藤清吉） はい、久保江次長。
- 次長兼税務課長（久保江信晴） 入湯税につきましては、地方税法の影響を受けるものでなく、大仙市の条例で定めているものでございます。今回はこの条例の中の附則部分の改正でございます。
- 委員（石塚柏） そうすると、市民税とまったく別物ね。
- 次長兼税務課長（久保江信晴） そうです。
- 委員（石塚柏） 分かりました。
- 委員長（佐藤清吉） はい、他に質疑ありませんか。はい、大野委員。
- 委員（大野忠夫） 同じく入湯税の話ですけども、この入湯税は、第3セクターだとか、それからいろんな個人的な温泉施設も、たくさんあるわけですけども、この入湯税については、温泉に利用する市民の方々の非常にこの辺は、関心があると思う、そういうことなんですけれども、この入湯税そのものは、今年度の税収の分野で、入湯税はそんなに多くない、今年度2,800万程度なんですけども、この入湯税というのは、いろいろと書いてあるんですが、利用する、入湯税の活用というのは決まってるということなんです。このいろんな事業をやっていくとき、この温泉がらみのどこだと思うんですけども、この2,800万、たいしたことのない金額なんだけど、予算の中の財源ですか、入湯税、例えば観光の分野に、今回この事業には入湯税どのぐれ使いますという、そういう明示なんて、今までもあったもんですか。私、ちょっと不勉強で悪いんですけども、それとも総括的にこの入湯税も含めて、今回の事業については、これぐらいというやり方であったのか、その辺ちょっとお知らせください。
- 委員長（佐藤清吉） はい、舛谷財政課長。
- 財政課長（舛谷祐幸） 入湯税につきましては、これ一般財源ですけども、県の方にどのような目的で使ったかというのを報告しております。毎年。ちょっとその中身については、いま手元にございませんですけども、目的持ってもらう税金ですので、その用に使うように、県の方に報告しております。例えば、温泉施設の整備ですとか、そういうものに使ってるというような格好になってます。
- 委員長（佐藤清吉） はい、大野委員。
- 委員（大野忠夫） 使ってるよという話だけで、ちょっと私も市民の人たちに説明できないです。やっぱりあの財源は、この分野については、少ないけれども、あなた方の利用した入湯税というのは、こういうのに使ってますよという話出来るぐらいのことにな



ってねばいけないなと思う、だからその各事業ごとに細かく何万円だとかって話にはならないものだし、なんかちょっと見にくいなと、見えないなと、市民の人に、あなた方が毎日利用してくれる温泉の一部をこのようなところに、ここまで使ってるよというふうな、なんか事業の分野で説明できる、ちょっとしたものでもあればいいなと思うし、その辺、なんか一つ教えていただければ。

○委員長（佐藤清吉） 舛谷財政課長。

○財政課長（舛谷祐幸） なかなか税金ですので、一般財源ですので、予算書等とかにも、一般財源まず特定財源ではありませんので、なかなか表示することができませんので、何らかの機会です、入湯税はこのように使われてますということ、広報等とかでお知らせするように、今後考えていきたいと思えます。

○委員長（佐藤清吉） はい、久保江次長。

○次長兼税務課長（久保江信晴） 補足します。入湯税につきましては、環境衛生施設、消防施設及び観光施設の整備等に使われております。これにつきましては、市のホームページ等でも公表してありまして、周知してあります。以上でございます。

○委員長（佐藤清吉） はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 今言ったその観光だとか消防だとかという、たとえば、そういう消防の事業、何かやるときに、財源として入湯税の分野の一部を活用しますとか、どっかその文言載せるとか、市民の人だば、おれの税金もフル使ってるなという、もっとその温泉活用さねばねどかよ、そのぐらいは、風呂さ行ったとき、話っこできるような素材があればいいなと思うんです。なんかちょこっとそういうものこう明示することできねもんだべな。

○委員長（佐藤清吉） はい、久保江次長。

○次長兼税務課長（久保江信晴） 今後、ホームページだけでなく、広報等でも機会捉えて周知したいと思ってます。よろしく願いいたします。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無ければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

【議案第17号】

- 委員長（佐藤清吉） 次に議案第17号、「大仙市アーカイブズ条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。福原総務課長。

- 総務課長（福原勝人） 議案第17号 大仙市アーカイブズ条例の制定について、ご説明申し上げます。資料は、議案書、資料No.1の議案書でございます。41ページから43ページをご覧くださいと思います。

本案は、現在、旧双葉小学校を改修して整備している公文書館を条例規定するものであります。名称は、大仙市アーカイブズとしまして、当該アーカイブズの適正な運営を図ることを目的に運営審議会を設置することとしております。また、附則において、審議会委員の報酬額を特別職報酬等条例において規定する改正を行い、平成29年5月3日に開館させるものであります。施設の概要につきましては、別途資料を本日提出させていただいておりますので、常任委員会資料、総務課提出のものでございます。こちらの1ページをお開き願いたいと思います。大仙市アーカイブズの概要について、記載してございます。1ページです。1の(3)に書架延長を記載しておりますけれども、記載のとおり厚さ25mmのファイルに換算しまして、約27万冊の収蔵能力がございました。2ページをご覧くださいと思います。2ページの一番上、(2)の開館日等につきましては、基本的に火曜日から土曜日までの開館を予定しております、その次の(3)の職員体制につきましては、現在人事異動作業中ではありますけれども、館長を含めまして、5名の正職員、このうち1名は今年度採用いたしました専門職員でございます。このほか臨時職員1名の合計6名で運用する予定としております。開館に際しましては、2ページ下の方(5)番の事業計画に記載しておりますが、記念講演や施設見学会などを開催するほか、次の3ページになりますが、企画展示なども行うこととしております。また、3ページの③番に記載しておりますが、施設への公共交通機関によるアクセスがけっして良いとは言えないこと

から、最寄り駅までのシャトルバスのほか、個別の送迎も行うこととしております。施設のランニングコストにつきましては、(6) 番に記載のとおりであります。これを合計しますと、562万9千円ほどということとなります。類縁施設に比較しましても、低廉に押さえられるようにしております。また、4ページ以降7ページまでは施設の図面を添付しておりますけれども、機能配置などにつきましては、以前から説明させていただいている内容に変更はございませんので、ここでの説明は割愛させていただきたいと思っております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） はい、説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、石塚委員

○委員（石塚柏） アーカイブズでいうと、ハード名も決まったし、それからランニングコストも抑えるように十分注意払ってやってきたということで、大変良かったとは思いますが、なかなかこの税金を投入している割には、じゃどんだけ効果があるのよと、これ一般質問のやりとりもあったわけですが、そのこのところを解決出来るのは、この大仙市アーカイブズ運営審議会、この存在が一番大きいと思うんですが、そのあたりまだ委員も決まってない、だからどういうふうやっていくことも、分からないということあるかもしれないですけど、少なくとも企画展というような形で、市民に広く、その存在価値を訴えかけるようなものは無いとすれば、本当にアーカイブズみたいな形で、なんだべなという話になって、その辺の押さえ方ということを、いままで準備期間中、どんなことに手を打ってこられたのか、もし今現時点で分かるところありましたら、ご説明をお願いしたいです。よろしく申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） はい、福原総務課長。

○総務課長（福原勝人） 公文書館というものにつきましては、なかなか口でご説明申し上げても、やはりピンとこないと申しますか、その意義というものにつきましては、言葉では説明しづらいところがあるのが、現実でございます。しかしながら、これは百聞は一見にしかずということでございまして、是非、来て頂くということ、まず、我々としましては、足を運んでいただくということを主眼に、まず置いております。したがって、先ほど説明申し上げました企画展示のほか、常設展示も行います。これをご覧いただければ、非常に興味をもっていただけるのではないかと、あるいはそのアーカイブズの意義といったものについても、理解が深まるのではないかとということで、当面、

まず足を運んでいただくというふうな企画をどんどんやっていきたいということを考えております。以上です。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。他に質疑ありませんか。はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 今、足を運ぶというような話を非常に大切なことだと思うんですけども、なかなかそう言っても、この今の場所まで、交通機関、それぞれ考えてはいると思うんだけど、今回の一般質問の、またいろいろだれか言う人おったんですけども、学校教育のことですか、タブレットを活用して、利用してくださいという話、まさしく私はこのアーカイブズ、距離があつてだとすれば、そういうものをもっと活用出来るようにすれば、交通の分、そんなに神経とがらせなくても活用できるんでねがと思いますけども、その辺は将来的に何か考えてますか。

○委員長（佐藤清吉） はい、福原総務課長。

○総務課長（福原勝人） 確かに足を運んでいただくということも大事でございますけれども、将来的には、ご自宅に居ながらも、そういった資料を閲覧できるということで、つまりデジタルアーカイブズということで、そういった映像ですとか、画像でもって、その資料を確認できるような仕組みは、これはもちろん考えております。今すぐは出来ませんが、そういった仕組みを整えながら、利用の範囲が広がるように配慮いたします。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。他に質疑ありませんか。はい、小山委員。

○委員（小山緑郎） ちょっとすみません聞きたいんですけども、たとえば一つ目、これ入館料とあって、ねしべ全部自由だしよねということ一つと、ボランティアの対応とあるんですけども、常に公文書どかの出し入れというか入れ替えとあって、全部ボランティアなのかね、ボランティアなんとかって書いてあるけども、あともう一つ学校へも出向いて出前授業の検討しますと書いてあるけども、これ誰が行くのか、これ職員が行くのか、そのあたり、この職員の中で、どういった人が職員なって、解説する人をそういった人を雇ってるのか、そのあたりちょっと聞きたいんですけども。

○委員長（佐藤清吉） はい、福原総務課長。

○総務課長（福原勝人） まず入館料等々は一切発生しません。資料を利用させていただくことに関しましても無料をご利用いただくということでございます。それからボランティアということでもありますけれども、これは現在ボランティアにつきましては、主に古文書、古文書の整理ですとか、それから現在は、主に解説作業をやっていただいております。

ます。現在のところ西仙北地域と仙北地域にそれぞれ7名ほどのボランティアの方々が、実員で活動していただいております。そういうことで、こういったボランティアの方々の活動できる場所も、公文書館で提供させていただくということでございまして、このボランティアの方々、ずっと一生懸命やっただいただいておりますので、こういった方々の成果というの、将来は目に見えるような形にしていきたいというふうに考えております。それから学校の関係でございませけれども、これも将来的なことではありますが、いわゆる教育にアーカイブズは非常に役に立つということでございます。教育が非常に大切であると、アーカイブズというものをご理解頂くためには、小さい頃からの図書館が身近にあるような、なるように、同じようにアーカイブズが身近なものだというふうにしてもらえるように教育現場にも、資料提供していきたいということでございまして、だれがそれについて、教えるのかということにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、アーキビスト、専門職を今回採用しております。こういった職員を使いまして、そういった現場に資料提供する、もちろん学校の先生が教材として利用できるような材料も提供させていただきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。他に質疑ありませんか。はい、千葉委員。

○委員（千葉健） 行政視察でちょっと公文書館、どこだったか忘れたんですけども、中に蔵書として、けっこう子どもさん方が、親しみやすいやわらかい蔵書もけっこうあったんですけども、こういう公文書、公文書というのは、非常に堅苦しい書類が多いと思うんですけども、こういう堅苦しいものばかり置くと、どうしても小中学生が来たときに、やっぱり興味持って入って見てみたいという気分はなかなかないと思うんですけども、そういう子ども達も、あっと思って、興味を持っていくような蔵書もけっこう展示されることが、計画されてるのか、ちょっとそこら辺お聞きしたいと思います。

○委員長（佐藤清吉） はい、福原総務課長。

○総務課長（福原勝人） 確かに収蔵する資料というのは、公文書あるいは古文書ということで非常に堅苦しいものでございます。これは否めませんが、ただ、その他写真ですとか、そういったもの、つまりこの地域がどういうふうに写真で見るのが、ものすごくインパクトがございまして。たとえば、おじいちゃん、おばあちゃんの時は、こういう街の姿が、こうであった、現在とはこんなに違うんだというふうなことというのは、そういった写真等々でも非常に興味を持って頂ける部分ではないか、子どもさんでもですね、むしろ3世代で訪れていただければ、そういったお話も出来るでしょうし、そう

いったことで、子どもさん向けのやわらかい資料ということでは、これは確かに副教材ですとか、そういったものにも今、議員仰ったことで、ちょっと私も気づいておりませんでしたけれども、そういったことにも検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

### 【議案第18号】

○委員長（佐藤清吉） 次に、議案第18号、「大仙市雪対策基本条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。今雪対策推進室長。

○雪対策推進室長（今和則） 雪対策推進室の今でございます。

説明に入る前に、本日の委員会に出席しております職員を紹介させていただきます。雪対策推進室の企画調整班長の田中副主幹でございます。同じく吉川主席主査です。対策推進班兼務職員の鈴木主幹でございます。本務は建設部道路河川課でございます。同じく兼務職員の佐々木主査でございます。本務は健康福祉部地域包括支援センターでございます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、議案第18号「大仙市雪対策基本条例」の制定についてご説明申し上げます。資料No.1、議案書の44ページから46ページをご覧ください。

本案は、市民が冬期間においても安全・安心に生活することができるよう、市民、自治会等、事業所及び市のそれぞれの果たす役割や責務を明確化し、協働で雪対策に取り

組む市民意識の醸成を図ることを目的に制定するものでございます。本条例案につきましては、昨年12月9日の当委員会の協議会においてご説明申し上げており、説明が重複する部分もあるかと思えますけれども、どうかよろしく願いいたします。

それでは、条文ごとにご説明申し上げます。第1条は、本条例の「目的」であります。第2条は、「定義」についてであり、本条例で使用する用語について、意味が正確に伝わり、読む人により解釈の違いが生じないように定義をしております。第3条は、「市の責務」についてであり、市は、市民と協働で雪対策に取り組むこと。雪対策総合計画を策定し、施策を実施すること。効率的な道路の除排雪に必要な体制を整備し、道路除雪基本計画を作成し、実施すること。市民、自治会等及び事業所の協力を得るため、これらの計画の周知を図るとともに、自治会等の共助の取り組みを支援することなど、雪対策における市が果たす責務を定めております。第4条は、「市民の役割」についてであり、市民の皆様一人一人が他の迷惑にならないように雪処理についてのマナーを守り、安全で住みよい地域づくりに努めること。市が実施する雪対策の推進に協力し、お互いに助け合う共助の意識を持って雪対策に取り組むことなど、雪対策における協働のまちづくりを推進するための市民の役割を定めております。第5条は、「自治会等の役割」についてであり、雪処理が困難な方への支援やそれぞれの地域が抱える雪に関する課題解決のため、共助の精神を持って雪対策に取り組むとともに、市が実施する雪に関する施策に協力するなど、自治会等の役割を定めております。第6条は、「事業所の役割」についてであり、地域の雪処理に関する活動において市民と協力して助け合うことや市が実施する雪に関する施策の推進に協力することなど、事業所の役割について定めております。第7条は、委任についてであり、条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則に定めることを規定するものでございます。なお、条例の施行日は、約半年間の周知期間を設け、平成29年10月1日としております。

次に、お配りしてありますが、A3横版の資料、「雪対策資料No.1 議案第18号大仙市雪対策基本条例の制定について」をお願いいたします。「1、条例制定の背景と目的」と、「2、大仙市雪対策総合計画等との位置づけ」につきましては、前回協議会において説明させていただいた内容と重複しますので、説明は割愛させていただきます。4ページをお願いします。本条例の特徴としまして、2つ上げております。一つは、「協働による取り組み」であります。第1条の目的で、雪対策における協働のまちづくりを進めることとし、第3条第1項においては、市は、市民と協働で雪対策に取り組むものと

しております。この規定は、みんなが同じ方向に向かって力を合わせて取り組むルールとして制定されております「大仙市まちづくり基本条例」第18条第3項に定められておりまして、まちづくり基本条例の特徴的な部分となっております。二つめは、「共助による取り組み」であります。高齢者世帯等の安全・安心な生活の確保など地域が抱える課題の克服には、自治会をはじめとする地域住民の皆様が果たす役割はますます重要になってきております。市では、昨年度より、共助による雪対策の取り組みとして「地域提案型自治会等雪対策モデル事業」を実施しており、引き続き、地域における共助活動の支援を推進していきたいと考えております。共助体制の確立推進を図るためには、市民の皆様が共助活動に積極的に参加することが大切になることから、お互いに助け合い、共助の精神を持って雪対策に取り組むことを、それぞれの役割として規定するものでございます。ページを戻っていただきまして、2ページをお願いいたします。右側ですけれども、「3. 条例制定による雪対策総合計画の推進体制」をご覧ください。市では、平成26年度に、「雪に負けない市民協働のまち・大仙」を基本理念とした「大仙市雪対策総合計画」を策定し、昨年度からその実現に向けた施策を実施しております。条例の制定によりまして、雪対策における市の責務と市民・事業所・自治会等のそれぞれの役割が明らかになり、共通意識をもって、雪対策への参画について考え、実践していただくことで、これまで以上に市民の皆様の意見を反映した雪対策が可能となり、計画の基本理念の実現に向けた、協働の取り組みが推進されると考えております。雪対策総合計画の推進体制は、市の庁内体制としまして、雪に関する相談窓口としてワンストップサービスを目指した雪対策推進室を設置し、担当部局と各支所と連携を図りながら、雪対策の各施策に取り組んでいるところでございます。条例の制定によりまして、市の責務を明確にして、共通認識を持ち、全庁で横断的に連携をとりながら、職員一丸となって、市民協働の雪対策の推進に取り組んで参りたいと考えております。具体的な雪対策の取り組みにつきましては、参考資料としまして、A4版の「雪対策資料No.2の雪対策の取り組みと主な事業」を配布させていただいておりますので、ご覧ください。1ページをお願いいたします。市では、雪対策総合計画の「雪に負けない市民協働のまち・大仙」という基本理念の実現を目指し、5つの基本方針を基に、各目標を設定して、雪対策の推進に取り組んでおります。基本方針の一つめは、「冬期間の円滑な道路交通の確保」としまして、「目標1-1、安定的な除排雪体制の確立」、「目標1-2、安全な道路空間の確保」、2ページになりますけれども、「目標1-3、安全な交通環境の確保」



の3つの目標を掲げまして、道路河川課所管の「除排雪業務委託事業」を始めとして、通学路の安全確保の取り組みなど各事業を実施しております。基本方針の2つめは、「豪雪時における対策の充実」といたしまして、「目標2-1、豪雪時の体制と対応の充実」、3ページになりますが、「目標2-2、雪害予防対策の充実」の2つの目標を掲げまして、「雪対策推進室の設置」や、「豪雪時の警戒体制の構築」、「空き家・高齢者世帯等除排雪事業」など実施しております。4ページをお願いします。基本方針の3つめは、「雪に強く住みよいまちづくりの推進」としまして、「目標3-1、雪に強い住環境づくりの推進」を掲げまして、建築住宅課所管の「大仙市住宅リフォーム支援事業の克雪化対策工事」それから道路河川課所管の「消雪施設整備事業」などを実施しております。5ページをお願いします。基本方針の4つめは、「パートナーシップ体制の確立と支援の充実」としまして、「目標4-1、雪に立ち向かう協働体制の確立」を掲げまして、まちづくり課所管の「地域提案型自治会等雪対策モデル事業」など実施しております。6ページをお願いします。「目標4-2 雪対策に関する支援の充実」としましては、地域包括支援センター所管の「高齢者等雪対策総合支援事業」などの他、各事業を実施しております。7ページをお願いします。基本方針の5つめは、「雪国で暮らすための取り組みの推進」としまして、「目標5-1、冬期間の安全・安心な生活の推進」、「目標5-2、元気に暮らす取り組みの推進」を掲げまして、克雪シンポジウムの開催や小・中学校ウインタースポーツ推進事業などに取り組んでおります。

以上、議案第18号「大仙市雪対策基本条例の制定」につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） まずこの条例を作成するにあたって、12月の説明会の時にいただきました関連資料という中に、アンケート取られたようだけれども、合わせて401人ほどの、ただそのいろいろ無差別に抽出したというふうなことのようだけれども、中身を見ますと高齢の方々は実際に除排雪サービスを受けておられる方とか、利用希望してるような方、対象にしていらっしゃるし、あとは、地域協議会の会長さん、自治会長さん、こういう方々を対象にしてる、またもう一つは60代くらいまでの方々を対象にしてるということで、自助、共助というふうなことで、自治会提案型のモデル事業に十分参加できる、そうした方々を対象にしたアンケートだなというふうな、まず印象を

持ちました。その回答の内容が、いわゆる設問の内容がほとんど良い面を設問されてるなという、その印象もあったわけですがけれども、実際、地域モデル型提案というふうなことで、参加されたというか、実施されている自治会というふうなのは、実際今どれくらいあったのかというふうなことまず一点、2点はそのあとで申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） はい、今室長。

○雪対策推進室長（今和則） モデル事業の実施団体ということでございますけれども、昨年全市で18団体、地域ごとの内訳につきましては、大曲地域が5団体、西仙北地域9団体、中仙地域が1団体、太田地域が3団体となっております。今年度ですけれども、22団体から申請がありまして、審査委員会の審査を経まして、申請があったすべての団体に対して交付決定しております。昨年申請した団体の方から、意見をお聞きしまして、ヒアリングしております。実施した団体のご意見としましては、高齢者の方に大変感謝されたと、自治会の助けになる、良い制度であるので、ほとんどの団体からは、事業を継続して実施してほしいというふうなご意見であります。

○委員長（佐藤清吉） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） トータルで18団体、22団体というふうなことで、500程ある自治会のうちのそれだけの、といいますのは、まだまだこういう自治会提案型のモデル事業というふうなものに取り組める、そういう状態にある自治会はまだまだ少ないというふうに言っているのではないのかなというふうに思います。そこで、まず条例の文面を見て感じたことを言いますと、まず自治会というのは市民の集合体なので、あえてこの条例の中に市民の役割、そして自治会の役割って言って、結果的に市民に対して二つの条項でもってね、この活動に参加することと規定しているというのがね、非常にね、半分強制的、努力義務の参加するよう努めるというふうになってはいますけれども、参加できない状態の人たちにとってみれば、非常にこの強制感を感じずる条文だなと言うのが思いました。また自治会にとってもね、とてもじゃないけど、うち方の自治会皆年いった人たちばかりで、なかなかこういうふうなものさ参加する、取り組むように努めることというふうに言われても、実際なかなかできないなというふうに思ってる方々にとっては、この条例でもって自分たちの自治会あるいはまた、市民の皆さんが、出られなければ、参加できない、あるいは自治会として取り組むことができないという方々にとっては、なんかこう共助精神が足りないんじゃないかとか、あるいは、協力性がないんじゃないかとか、そういうふうなねことを抱かせてしまうような、それすごく懸念さ

れるですね、私は、共助、協働のまちづくりという前段があって、共助の精神でやるといっても、やっぱりこの市民から大いに協力をいただくという部分で十分留めておいていいのではないのかなというふうに思った訳です。その辺ですね、いろいろ1年間、実施されて取り組んでいる自治会、あるいはサービスをしていただいた高齢者の皆さんからは非常に、歓迎もされるし、非常に積極的に捉えられてはいますけれども、条例でもって、そうした事情、様々な事情を抱える市民あるいは自治会が、そうした強制感というか、条例でもって決められたけれど、出れないなとかという、そういう気持ちにさせるような条例というのは、果たしてこのいいもんなのかどうなのか、私はちょっと心配になりました。その辺ですね少しどうお考えなのかということ、それからもう1点、こういうふうに条例で設定した以上、ある程度、雪対策としての取り組みを進める訳ですので、もしこれ雪対策、単なるいろんな条例と違って、やっぱりその事業取り組めば、万が一事故やけがだとか、そういったなことが、絶対無いとはいきれない、そうしたときにね、これは市の事業として、協働のまちづくりのための雪対策事業に、うち方の自治会は取り組んでだと、そこの中でちょっと転んで、骨折ってしまったのけがしてしまったというふうになったときに、いったいそれは誰が補償するのかと、誰が責任を取るのかというあたりのところの、それが、こういう条例を作った以上は、それは求められるものでないかなというふうに私思うんですが、そこら辺をどのように考えているでしょうか。

○委員長（佐藤清吉） はい、今室長。

○雪対策推進室長（今和則） まず協働の役割ということにつきましては、市政運営の基本原則となっております大仙市のまちづくり基本条例がございますので、その中の第3章第11条に規定している、協働の原則、それから協働のまちづくりにつきましては、この条例の目的を雪対策における協働ということで、制定しております。条例を必ず守らなければならないとか、そこら辺については、まず雪対策における協働を進めるうえで、市民の皆さんのためには大変重要になってます。しかしながら、様々なその事情で、忙しくて参加できない、それによりまして、個人の権利につきまして、なんら影響を及ぼすものではないというふうに考えています。参加につきましても、強要するものではないので、あくまで自らの意志で参加していただいて雪対策に係わっていただきたいというようなことでございます。モデル事業、協働の取組みよる事業ありますけれども、その他に、高齢化によりまして自力で除雪が困難な（聞き取り不可能）とか、共助活動が

困難になることも当然考えています。ということで、その高齢化で自力で除雪が困難な高齢者世帯を対象としまして、間口除雪、それから雪下ろし等に係わる費用の一部を助成するという事業、高齢者等雪対策総合支援事業、地域包括支援センターで昨年度より実施しております。また、高齢者世帯、それから障害者世帯など自力で除雪困難な世帯、無償で除排雪事業を行う自治会、それからボランティア団体に対しまして、無償で除雪機械を貸し出し、これは除雪機械貸し出し事業という、社会福祉課が実施しております。また、除雪ボランティアの雪まる隊、大仙市雪まる隊がおりまして、65歳以上の一人暮らしの高齢者世帯、それから高齢者世帯の雪寄せを実施しております。市としまして、そういうボランティアを皆さん角が立たないように環境づくりをしていきたいと思っています。

それから安全（聞き取り不可能）につきましては、市の事業として、総合計画の中に、安全対策、雪下ろしの技能講習会（聞き取り不可能）、安全用具の貸し出し、ヘルメットとか、そういう貸し出しということで、安全意識の啓発しながら安全対策に取り組んでいます。共助の取り組みも、モデル事業ですけれども、実施する団体につきましては、保険に、事故があった場合、保険加入していただくということでお願いして、それを確認してから事業をやってございます。

- 委員（佐藤文子） ようするに、こういう自治会提案型の今回の条例に盛り込んでいるような事業をやるこうした自治会なども、いわゆる保険に加入して、その保険の負担はどこが出すの。
- 雪対策推進室長（今和則） 保険料につきましては、事業の中で（聞き取り不可能）、それから次年度以降は、保険につきましては2万5千円ですけれども、交付金の対象として支給するとしております。
- 委員（佐藤文子） けがだとか、事故だとかあった場合の補償が、その枠の中で、まず市が対応していくと。
- 雪対策推進室長（今和則） 市でなくて、保険会社に加入していただく。
- 委員（佐藤文子） 保険会社に加入して、
- 委員長（佐藤清吉） はい、佐藤委員。
- 委員（佐藤文子） ただ、いろいろね協働のまちづくりの大前提があって、その協働というその趣旨というふうなものいろいろ説明されましたけれども、条文にいずれそういうまちづくり進めてるんだから、市民も自治会も一緒になってこの雪対策の具体的な事

業がいろいろあるわけですけど、その事業を実施するように努めなさいという、こういう条文が条例として規定されるというふうなことが、市民にとって、市民がどのように受け止めるのかなという、非常にね心配だったんです。アンケートで取られた方々が、地域自治会長だとか、サービスを受けた高齢者だとか、60歳以下のこういう事業に参加できる方々を対象にして、取ったアンケート結果だというふうなことから見て、ちょっと、かなり心配になったものですから、もし願わくは、この条例については、少し9月までの、ちょっとこう継続を願いたいなというふうなことでね、継続で、もう少し審議した方がいいんじゃないかなというふうにも思ったところでもあります。私は、まず。

○委員長（佐藤清吉） ほかに質疑ありませんか。はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） 私は、沢山資料を作っていただいて、そうしてまた12月の協議会、あの時のやり取り、そういったものも生かしながら、今回の条例のまとめになったということで、非常になんといったらいいんだろうな、感謝してると言いましょうかね、よくここまで細かいところまで、内容をまとめられたなと思ってます。今、ちょっと強制の文言があるというような話されてるんだけど、強制の文言というのは、私は見受けられなかった。むしろ心配するのは、これだけのボリュームがあって、なおかつ我々も、長い間雪に苦しめられてきたというかね、今、機械除雪があるから豪雪だといっても、極端に言うと、あれっと言うくらい排雪が行われるような状況でもあるし、そういったなかで、この共助、市民の役割ということで、新しい見方からスタートしていただけると、基本条例についても、大賛成、ただ、あとこの除雪計画、この辺のところの雪対策総合計画を、各コミュニティに、あるいは自主防災、町内会、そういったところとやりとりをするときに、是非柔軟な態度で計画を盛り込んでいただければありがたいなと思ったことが一つですね。それから、これはもう今度新しい市長さんがね、この雪対策について、どのくらいの熱意があるのかっていうあたりも、ちょっと気になったんですけども、庁舎内の体制、これが部長クラスで、がちっとトップになって、この基本条例をですね、これ毎年やらなきゃいけないんじゃないんですか、毎年予算を使って、毎年職員を動かし、そして毎年、コミュニティを動かすという、むしろ私は、そういう継続的な職員の執行体制といいますかね、そこら辺が本当、あっちしないでね、なんかいろいろちょっとクレーマーが出たら、これ本当にやっていいもんだべかなんて迷いが生じるようなことであれば困るなど、むしろそういう危惧をもった次第でありますので、執行体制のところ、心配しなくても市長が変わろうがなにしようが、基本条例でバンとや

ってけば、大丈夫なんですよといったことがあるのかどうか、どなたでもけっこうです  
んで、力強いそのご答弁お願いできるのであれば、よろしくお願ひしたいということで  
ございます。

○委員長（佐藤清吉） はい、総務部長。

○総務部長（佐藤芳彦） 雪対策基本条例の関係でありますけども、この条例の制定の背  
景、それから目的については、ご説明もうしあげました。ただこの条例そのものについ  
ては、市民の皆様方に対しまして、けっして強制するような条例ではございません。そ  
れから雪対策の毎年実施されます施策につきましては、当該シーズンが終了したのちに、  
一つ一つ検証しながら、これについては毎年度、見直しをしていくと、そして雪対策に  
関する窓口については、雪対策推進室が一本化になって、その全庁体制で雪対策を推進し  
ていくというような考え方で今、作り上げているものであります。実際に施行につい  
ては、10月1日を今考えておりますので、半年間につきましては、市民の皆様には、この  
条例の趣旨、目的、それから雪対策の様々な施策に対する考え方なりを広報、あるいは  
ホームページでしっかり、分かりやすいように今後伝えてまいりたいと考えております  
ので、議員の皆様には、よろしくご理解をお願い申し上げたいと思います。以上であり  
ます。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。他に質疑ありませんか。はい、小山委員。

○委員（小山緑郎） この私この地域提案型自治会雪対策モデル事業について、ちょっと  
中身の方にちょっと聞きたいんですけども、この事業、もともとはひとり暮らしの高齡  
者、特に道路からいろいろ家が離れてるとかの、そういったそれ救急車来たとき入れね  
どか、火事なったとき行けねどか、そういった形で自治会の共助と言う形の趣旨のもと  
に、こうきたものだと思いますけども、たとえばこれ自治会といった場合に、例えば補  
助金あるしねこの雪下ろし2万1千円とか、間口8千円とがって、これ必ず自治会、例  
えば何人以上なんだもんすか、たとえば今、個人でも3軒くらい雪寄せてけでる人いる  
しだしおな、ボランティアでな。そういった人は、また対象なるやつはあるもんだん  
だ、その自治会たって、その人数割とかなんか設定あるもんだか、ちょっとお聞きした  
いんですが。

○雪対策推進室長（今和則） モデル事業の対象となることにつきましては、自治会、そ  
れから自主防災組織、任意団体として、任意団体につきましては、この事業を実施する  
ために任意に結成された団体、要件を満たす団体ということで、世帯数概ね5戸以上と

いうことで、その任意団体の5戸以上ということでありまして、なおかつその団体の区域が属する自治会の同意を得ている団体が、条件となります。(聞き取り不可能)

○委員(小山緑郎) 5戸以上と言うのは、5人、5団体、5人以上ということ。

○雪対策推進室長(今和則) 5世帯以上の。

○委員(小山緑郎) の組織に対して交付金ということ。一人二人ではだめだということ。

例えばね、私聞いたのは、一斉除雪で5万円もらえるしね、例えばね、せぼよ10人でやれば少ねども、3人頑張ってみるかなんつう人もいるもんだ中に、間口除雪たとえば8千円だども、二人でやれば4千円ずつ分けにえども、10人でやれば、少ねね、そういう人もいるのかな、ちょっとそういう例を、ちょっと聞いただけだし。

○委員長(佐藤清吉) はい、今室長。

○雪対策推進室長(今和則) 高齢者、例えば1世帯であれば、他に構成する世帯数が5世帯以上あれば、団体として成立すると。

○委員(小山緑郎) 寄せてもらう方が、5世帯以上ということ。

○雪対策推進室長(今和則) そうですね。(聞き取り不可能)。

○委員(小山緑郎) 一人二人では、だめだということ。二人で頑張るというのは。

○雪対策推進室長(今和則) そうです。最低2世帯。

○委員(小山緑郎) 5世帯というのは、はい分かりました。

○委員長(佐藤清吉) はい、他に質疑ありませんか。はい、大野委員。

○委員(大野忠夫) この雪対策条例、さっき佐藤さんもいろんな話したんですけども、縛りかかると大変なことなんですけども、やっぱり条例、なんというか基本条例、住民基本条例も出来たけども、まこれから作るつうな、そういうことであれも条例でやる、これも条例でやったら、あの市民は動きが付かなくなるでねがなという、そういうちょっと懸念もありましたけれども、今回、雪対策条例もこの部分については、今年の雪の降り方どうであったのかなと思いますが、去年とたいした変わりはないなと思いつつも、除雪の関係、よく私も朝ウォーキング行きますので、いろんなところ歩きます。これまで何年かかって要望して、あるいはお願いしても出来なかったことが、今年はしっかりと出来ておりました。非常にこういうことというのは、そういう場面、場面を聞きながら対策を考えて、そして条例づくりといったなということが、よく私は見えるなと思っています。大変ご苦労かけたなと思いますが、特に当初、雪の多い地方として流雪溝という立派な施設、がっとならした訳ですけども、その当時の住んでいる人口の年齢と、

今の全く違う少子化の中で、全く人の配置も違うような中で、せっかくお金をかけて作ったものが、もうそれはうちでは使えないよと、そして消雪道路を造ってくれと、そういう要望が逆にこうまた出てくるんでねがな、そういった中でいろんな今までの要望の積み重ねが、こういう条例の作り方の相当反映されているなというふうには思います。それで、これは29年の10月1日、今年の10月から施行されるということなんで、これまでの間、ずっとこの雪対策という名前は出てきたんですけども、担当分野として非常に良く頑張ったなと思ってます。もちろんこの分野でいきますと、この雪対策室、この大仙市の本庁の方にあるわけですが、現場をかかえている支所、支所単位のところで、非常にあの今回また注文も沢山出てと思いますけれども、よく頑張っていたなと思ってます。そういうことの結果として、私毎日歩いていて、そのために歩くわけじゃないですけども、いや良く今年は、市民の気持ちを汲んで対応してくれてるなという、非常に感心をして、今冬も3月ですから、終わろうとするわけですが、是非ともこの10月以降、来年、今年の冬ですか、からまたこういう対策を含めて対応していかなければならない対策室頑張るわけですけども、負けないようにですね、ひとつ自分たちも街をよく巡りながらね、市民の話も聞いて、そして苦情の無いように、ひとつ努力をしていただきたいなということを要望しておきたいと思います。本当に私から見ますと、今年の冬は、大変ありがとうございました。お礼を言いたいと思います。

○委員長（佐藤清吉） 答弁はいらねしな。他に質疑ありませんか。はい、児玉委員。

○委員（児玉裕一） 大変良いことだわけけども、この間口がかなり、間口とさえいいたいが、雪対策でやってることだども、道路河川課なり、健康福祉部なり、まちづくり課だとかっていろいろあるわけだしな、それでこの、例えば交付金受けるときに、自治会でほとんどやっぱりやっている人方、よけだと思ふんだしよな、例えばゴミ集積所の前の除雪だとか、会館の前の除雪だとか、やってるとこはやってるんだよな、それから例えばその高齢者のどこ、間口だけはやっていくという格好でやってるんだども、この交付金受けるときに、どこさ出せばいいのか、例えば、かなりあるしべ道路河川課なり、まちづくり課なり、健康福祉部なり、雪対策なり、そのあたりはどういうような方向で考えてますか。

○委員長（佐藤清吉） はい、今室長。

○雪対策推進室長（今和則） モデル事業につきましては、モデル期間、27年度ですね、モデル期間として、来年度から本格実施ということで、地域協働雪対策事業ということ



で開始する予定でございます。担当の部署につきましては、モデル事業を実施しております、まちづくり課が実施すると、窓口につきましては、各支所市民サービス課の方で受付を行っております。

○委員長（佐藤清吉） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

#### 【議案第20号】

○委員長（佐藤清吉） 次に、議案第20号、「町の区域の変更について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。福原勝人。

○総務課長（福原勝人） それでは、議案第20号、町の区域の変更について、ご説明申し上げます。

資料は、資料No.1、議案書の51ページから53ページとなります。

本案は、大曲駅前第二地区土地区画整理事業の施行に伴い、同区域内の町界、町の境界でございますが、整理後の土地の形状にあわせて変更するものであります。なお、この町界変更につきましては、換地処分の公告に合わせて施行することとしまして、平成30年の7月を予定しております。本件につきましては、別途資料を提出させていただいております。先ほどのアーカイブズ条例のところで使用いたしました資料、総務課提出の常任委員会資料をご覧いただきたいと思っております。8ページと9ページに図面をA3版の図面を添付させていただいております。よろしいでしょうか。8ページをご覧いただきたいと思

ます。事業の施行区域は、大曲駅、JR大曲駅の南側で、ここに赤く塗った部分、こちらが事業区域でございます。その次の9ページをご覧くださいと思います。ただ今の事業区域において、ここに記載のとおり町の区域を、町の境界を変更するという形となっております。こういう形に変更させていただくというものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） この変更で、住所が変わる世帯というふうなのはどれぐらいあるのか、わかるのでしょうか。

○委員長（佐藤清吉） はい、福原総務課長。

○総務課長（福原勝人） 申し訳ございません。その世帯数については、ちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、後ほどご回答申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これを持って質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時、休憩いたします。

---

休憩（午前11時15分～午前11時27分）

---

#### 【議案第27号】

○委員長（佐藤清吉） 休憩前に引き続き、会議を開会いたします。

次に議案第27号、「平成28年度大仙市一般会計補正予算（第9号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。はじめに舩谷財政課長。

○財政課長（舩谷祐幸） 続きますして、財政課所管の歳出補正予算につきまして説明申し上げます。

はじめに、本日出席の職員を紹介いたします。財政課、伊藤参事です。それから、財政班の伊藤班長です。それから、管財班の佐藤班長です。よろしくお願ひいたします。

それでは、補正予算書、資料No.4になりますけども、こちらの方の13ページをどうかご覧願ひます。

はじめに、2款1項41目の「財政調整基金積立金」51万3千円、それから同じく42目の「減債基金積立金」2万5千円、それから同じく43目の「地域雇用基金積立金」2万3千円、それから同じく48目の「地域振興基金積立金」77万3千円及び、51目の「公共施設修繕引当基金積立金」の9万5千円につきましては、いずれも本年度の利息分の積立であります。なお、財政調整基金、地域雇用基金及び、公共施設修繕引当基金積立金につきましては、今冬の除雪経費の動向、また市税収入及び特別交付税などを踏まえまして、今年度末の積み増しにつきまして、今後検討して参りたいと考えております。

つづきますして、補正予算書は20ページ、それから事業説明書、資料No.4-1になりますけども、こちらの方は1ページ、どうかご覧願ひます。12款1項1目の「長期債元金償還金」についてであります。今回は、2種類の繰上償還に伴うもので、5億5,479万1千円の補正であります。1つ目は現在1%以上で民間資金から借入をしている長期債につきまして、秋田県市町村振興資金からの借換債を財源として繰上償還し、低利子に借換を実施するもので、平成21年度から22年度に借入しました公営住宅整備事業債及び、23年度に借入しました退職手当債、併せて4億2,590万円でございます。2つ目は、平成29年度に償還が終了する民間資金からの借入について、一般財源により任意に繰上償還するもので、平成14年度から19年度に借り入れしました臨時地方道整備事業債他10事業に係る市債、併せて1億2,889万1千円です。なお、この借換によりまして約2,800万円の利子の軽減が図られる見込みとなっております。

次に、2目の「長期債利子償還金」は、27年度事業債について当初見込みよりも低

い利率での借入が出来たことなどから、4,000万円の減額補正であります。なお、公共下水道特別会計におきましても、同じく借入利率の減によりまして今回500万円の減額補正を計上してございます。

以上、説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

○委員長（佐藤清吉） 次に、竹村総合防災課長。

○総合防災課長（竹村由喜美） 総合防災課の竹村です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第27号、平成28年度大仙市一般会計補正予算（第9号）のうち総合防災課分についてご説明いたします。資料No.同じく4番、補正予算書14ページをご覧ください。一番下の行でございます。3款5項1目20事業、復興支援事業費でございますけれども、ゆきんこカード振興組合及び大仙市商工会等から復興支援のための寄付金があったので、29万7千円を一般財源から特定財源へ財源振替するものがございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（佐藤清吉） はい、次に生田目選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（生田目新永） よろしく申し上げます。それでは、選挙管理委員会の所管の補正予算につきましてご説明いたします。

資料No.4の補正予算書の13ページをご覧ください。2款4項31目10事業、参議院議員通常選挙執行経費についてであります。平成28年7月10日に執行されました参議院議員通常選挙の執行経費の実績が確定したことにより、不用額となった1,295万5千円を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） はい、説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 財政課の方で説明がありました長期債の元利償還金に関して、秋田県振興資金からの借換債というふうなことのようですが、これ前からあったんだっしけか。ずっとありました。そしてこの借換債については、県の方に戻すというふうなことが生ずる問題なんですか。それはまた長期に渡って戻していくというふうな。はい、わかりました。これについては、わかりました。

○委員長（佐藤清吉） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これを持って質疑を終結いたします。

討論及び採決は、明日、10日に市民部と一緒にを行います。

---

### 【議案第37号】

○委員長（佐藤清吉） 次に、議案第37号、「平成29年度大仙市一般会計予算」を、議題といたします。

それぞれ所管する予算について、順次説明をお願いいたします。

なお、質疑は各所管課ごとに行います。

はじめに、議会事務局の所管する予算の説明をお願いいたします。伊藤議会事務局長。

○議会事務局長（伊藤義之） どうかよろしくをお願いいたします。今日、進藤庶務班長が同席しております。どうかよろしくをお願いいたします。

それでは、議案第37号、平成29年度一般会計当初予算における議会費の内容について、ご説明申し上げます。委員会資料の方は22ページです。当初予算書は49ページになります。こちらが49ページ。こちらが22ページです。よろしいでしょうか。

1款議会費の予算総額は、3億2,860万3千円でございます。前年度比較で116万3千円の減となっております。主な増減は、平成28年度の給与改定によりまして、期末手当が0.1月分増えたことと9月の市議選で、欠員となっております議員、欠員分が補充され、議員数が28名になる予定でございましたので、議員報酬及び手当が増額の要因となっております。減額の分につきましては、職員給与につきまして、人事異動が主な要因となっております。総体でも職員人件費の減額分が多かったため、前年比較が減となっている状況でございます。

それでは、事業別に内容をご説明させていただきます。7事業、議員報酬・期末手当及び共済費でございます。本年度予算額は2億4,447万3千円で、前年度比較で299万3千円の増額となっております。議員報酬につきましては、1億4,390万4千円で、改選により議員の欠員が充足される予定でございますので、前年度比較で増となっております。期末手当は、4,485万8千円で、期末手当の支給率の改定及び議員の欠員の補充に伴うものでございまして、これも前年度比較で増額となっております。共済費につきましては、5,567万5千円で、議員共済年金の給付費負担率

が100分の41から100分の39.7に、1.3ポイント引き下がったことによりまして、前年度比較で減額となっている状況でございます。9事業の職員人件費は、5,941万3千円でございます。これは、後ほど総務課の方からご説明があらうかと思えます。10事業、議会活動費は、1,428万9千円でございます。内容は、旅費として、各常任委員会・議会運営委員会の行政視察にかかる旅費は、前年度と同額の1人当たり10万円、広報広聴常任委員会と議会改革推進会議の旅費は、1人当たり5万円としております。また、議長が平成29年度全国市議会議長会におきまして、産業経済委員会の委員長に就任する予定でございまして、上京することが多くなるため、かかる旅費を6回分多く計上しているところでございます。その他、ふるさと会や友好都市との交流にかかる旅費並びに本会議、特別委員会等の費用弁償につきまして計上しているところでございます。政務活動費につきましては、月額一人当たり1万5千円を計上しているところでございます。11事業、議長交際費は、前年度と同額の90万円でございます。12事業、議会管理費は、478万6千円で、前年度比較52万1千円の増でございます。内容は、職員の随行旅費、コピー機のパフォーマンス料、会議録の反訳委託料、マイクシステムの賃借料、事務用消耗品が主なものでございますけれども、増額の要因は、改選による防災服あるいは作業服の購入経費の計上と全国市議会議長会への随行旅費の増額によるものでございます。13事業、議会広報発行経費は、前年同額の421万9千円でございます。内容につきましては、年4回表紙のカラー印刷、平均16ページ、そして31,500部を印刷する議会だよりの経費でございます。1部当たりの単価は31円としてございます。50事業、議長会負担金は、55万9千円でございます。これは、全国、東北、秋田県市議会議長会に対する負担金でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認たまわりますようお願い申し上げます。また、今般の補欠選挙につきましては、想定していない状況での予算計上でございましたので、今後、補正等の対応が必要となりました際には、よろしくお願ひしたいと思えます。以上でございます。

○委員長（佐藤清吉） はい、説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願ひいたしたいと思えます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無ければ、議会事務局に関する質疑をこれで終結いたします。

---

○委員長（佐藤清吉） 次に、総務課の所管する予算の説明をお願いします。福原総務課長。

○総務課長（福原勝人） それでは、総務課所管分について、ご説明申し上げます。当初予算書、資料No.5の当初予算書の131ページをお開き願います。

こちら給与費明細書となっております。議員及び特別職の人件費の関係でございますけれども、まず3役長等となっておりますが、合計は、4,972万5千円、議員2億4,443万7千円、その他特別職が2億2,629万2千円、合わせますと5億2,045万4千円を計上しております。前年度に比較いたしまして、合計では400万円の増となっております。なお、議員につきましては、対前年度1名増の28名で計上しております。その他特別職につきましては、前年度に比べまして114名増としておりますが、これは今年度も参議院議員通常選挙がありましたけれども、29年度は知事・市長選挙並びに市議会議員選挙がありますことから、投票管理者、投票立会人などに要する人件費が増加することが主な要因でございます。

続きまして、132ページ、次のページをご覧いただきたいと思っております。こちらは、一般職の人件費でございます。721名分、58億4,955万3千円を計上しております。前年度と比べまして、16名の減、4億3,112万3千円の減額となっております。

続きまして、平成29年度当初予算概要をご覧いただきたいと思っております。こちらの資料でございます。当初予算概要の1ページをお開き願います。主なものについて、ご説明申し上げます。No.4番、総務一般管理費の3,928万1千円につきましては、前年度と比較しまして、445万8千円の増でありますけれども、こちらは、職員の産休・病休などを考慮いたしまして、これを代替する臨時職員等の人件費を増やしたことが主な要因となっております。

続きまして、2ページをお願いいたします。No.10のアーカイブズ関係経費の1,228万9千円につきましては、事業内容について、先ほどの議案第17号大仙市アーカイブズ条例においてご説明いたしましたとおりでございます。したがって、事業説明書による説明は割愛させていただきますけれども、予算の主な内訳は、臨時職員や運営審議会委員などに係ります人件費、開館記念行事のほか通常業務に要する経費、また、施設の

維持管理に要する経費となっております。なお、次のNo.11の公文書館整備事業費につきましては、改修工事が完了したことから、項目を廃止しております。

以上、総務課所管分についてご説明申し上げましたが、よろしくお願いいたします。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） すみません。132ページ、給与費明細書、その中の2、一般職（1）総括、職員数のところあるんですけど、ちょっと教えていただきたいんですが、比較ありますね、再任用除いた人は16名マイナス、再任用は17名増、ということは逆にいうと再任用も含めた職員数というのは、1名増のように感ずるんですが、これ人の退職だなんだかんだこういろいろあって、この数字だけでは新規採用だなんだかんだの比較もあるのかもしれないし、ちょっと分からないので、この正職員の人と再任用の人の出入り、全体的なこの比較の数字だけでいくと、あら人増えているのって単純に思っちゃうんですけど、ちょこっと、このあたり説明願えませんか。

○委員長（佐藤清吉） はい、福原総務課長。

○総務課長（福原勝人） すみません、内訳をただ今、確認させますので、申し訳ございません。

○委員長（佐藤清吉） 他に質疑ありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 給与費明細書、職員数で、再任用短時間勤務職員が44名に増加なって、なるわけですけども、この再任用職員は1週間に4日とかの勤務というふうに伺っておりますが、今年は大変選挙だとかありますので、時間外手当が勤務手当が去年よりもたくさんついておりますので、職員の皆さんには、大変難儀かけることなんですけれども、この再任用職員の皆さんは、この選挙などにおける時間外勤務というふうなものには充当なるのでしょうか。なっているのでしょうか。

○委員長（佐藤清吉） はい、福原総務課長。

○総務課長（福原勝人） 基本的には選挙の事務従事は、再任用では考えておりません。

現役と申しますか。再任用ではない職員で賄えるというふうに考えております。

○委員長（佐藤清吉） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 私はいろいろ職員定員適正化計画のなかで、残業なども増えているというふうなことなどを指摘しながら定員適正化計画を注視しながら、むしろ増員を図れといったようなことをやってきてるわけですけども、そうしますとこの時間外勤務



手当だけを見ますと、今年度は一般職員の時間外勤務時間がかかなり増加するというふうに見てよろしいのでしょうか。

○委員長（佐藤清吉） はい、福原総務課長。

○総務課長（福原勝人） この数字につきましては、やはり増加しているという傾向はございますので、それに応じた額としております。

○委員長（佐藤清吉） はい、他に質疑ありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） もう一点、そうしますと、正職員で16名が減員となるということなんですけれども、いわゆる機構の中で支所等に配属される人員等の計画については、どのようなお考えがなっているのでしょうか。

○委員長（佐藤清吉） はい、福原総務課長。

○総務課長（福原勝人） 現在の支所に配置している人員につきましては、今年度は特殊な事情がない限り、その同数というふうに考えております。

○委員（佐藤文子） 同数。はい。

○委員長（佐藤清吉） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですが、先ほどの石塚さんの答弁については、後ほどしていただくことに出来ますか。それでよろしいですか。

はい、無いようですので、総務課に関する質疑をこれで終結いたします。

---

○委員長（佐藤清吉） 次に、秘書課の所管する予算の説明をお願いします。福田次長。

○秘書課長（福田浩） それでは、平成29年度当初予算に係わる秘書課予算について、ご説明申し上げます。説明は、こちらの当初予算概要によりまして、説明いたします。

3ページになります。はじめに、2款1項15目10事業、秘書管理費です。秘書管理費は市長、副市長の秘書業務に関する経費であります。半分以上が旅費となっております。29年度は471万円の計上でありまして、28年度の474万1千円に比較しまして、3万1千円の減となっております。主な内訳でございますが、旅費としまして、266万6千円、全体の56.6%となっております。需用費の中で、修繕費26万5千円、これは秘書課にありますコピー代となっております。印刷製本費16万5千円、これは名詞代等の印刷費でございます。役務費の中で通信運搬費がありますが、これ15万5千円、これは秘書課で日程の管理のために使っておりますタブレット通信費用2

台分でございます。また、使用料の中で花火の来客用招待席の栈敷代72万円、これ30枠分でございます。その他、市長、副市長のタクシー借上料と入っております。

次に、2款1項15目11事業、市長交際費であります。市長交際費は、市長等が市を代表して、外部との交際、交渉を行うための経費であります。慶祝、弔慰、協賛等に区分しまして、毎月の市の広報に報告させていただいております。29年度は昨年度と同額の282万円を計上しております。

次に、2款1項15目50事業、秘書費負担金につきましては、240万3千円の計上でありまして、28年度の250万8千円に比較しまして、10万5千円の減となっております。2つありまして、全国市長会の分担金がありますが、これが前年度と同額の42万8千円となっております。秋田県市長会の負担金につきましては、27年度の国勢調査によりまして、人口減になっておりますために、人口割りが減額となったために、10万5千円の減額の197万5千円となっております。

以上、秘書課関係予算につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

○委員長（佐藤清吉） はい、説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これを持って秘書課に関する質疑を終結いたします。

説明の途中でありますが、昼食のため、暫時休憩いたします。

---

休憩（午前11時55分～午後0時56分）

---

○委員長（佐藤清吉） 休憩前に引き、続き会議を再開いたします。

先ほど、石塚委員の質問にあたりまして、総務課長の方から答弁をお願いします。

○総務課長（福原勝人） 先ほどの当初予算のところ、ご質問のありました実際の職員の28年度から29年度への出入りというものはどのぐらいになっておるかというご質問でございました。その前に、この一般会計の給与費明細書でございますけれども、まずこれ一般会計で見ている人数ということでございまして、外にも特別会計や企業会計で予算計上している人員もおります。それから、またこの当初予算の編成時点での見込

みの数字でございますので、実際の人数とは一致しないということを、予めご承知おき願いたいと思います。それで、今年度、年度途中で退職した職員が4名おります。それから今年度末をもって定年退職する職員が44名、それから早期退職、これは法人派遣の職員も含みますけども、11名おります。それからあと自己都合などによる普通退職が7名、それから再任用で退職される職員、退職する職員が3名おりました、これ合わせますと69名ということになります。69名が今年度末をもって、退職する現在のところ予定でございます。29年度、28年度の年度途中で2名採用しております。これは、病院の医師と看護師ということでございますけれども、それから新年度新規採用職員が20名おります。また、新たに再任用となる職員が、現在のところ27名おります。したがって、これを合計しますと49名ということで、職員の数から申しますと、20名減というふうな状況になっております。

それからもう一点、先ほどの議案第20号での町の区域の変更で、住所の変わるといった影響を受けるお宅が何軒ぐらいあるのかという佐藤委員からのご質問でございました。これにつきましては、大曲黒瀬町から大曲中通町になるお宅が11軒ございます。それから逆に大曲中通町から大曲黒瀬町に変更になるお宅が1軒ございます。これも合わせますと12軒のお宅が住所と言いますか、町が変わるといった影響がございます。以上です。

○委員長（佐藤清吉） はい、ありがとうございました。

---

○委員長（佐藤清吉） それでは、財政課の所管する予算の説明をお願いします。舛谷財政課長。

○財政課長（舛谷祐幸） そうすれば、続きまして、財政課関係の当初予算につきまして、ご説明申し上げます。

始めに歳入の方について、説明申し上げます。お手元に配付しております平成29年度当初予算概要、こちらの方になりますけれども、4ページの方をどうかご覧いただけます。なお、この資料には、予算書のページを左側の方に記載しております。18ページからになりますので、どうか併せてご覧いただきたいと思います。

はじめに、2款の「地方譲与税」から、11款の「交通安全対策特別交付金」のいわゆる歳入一般財源につきましては、総務省から示されております地方財政計画の伸び率などを勘案しまして、それぞれ予算計上の方を行っております。2款の「地方譲与税」

こちらの方は、国が徴収した特定の税目の収入を一定の基準で地方に譲与するもので、「地方揮発油譲与税」と「自動車重量譲与税」の2項目からなっております。前年度比較1,488万6千円、率にしまして2%減の、7億4,075万8千円を計上しております。内訳であります、「地方揮発油譲与税」国税になりますけれども、揮発油の製造業者が出荷します際に課税されるもので、平成21年度からの道路特定財源の一般財源化に伴いまして、従来の地方道路譲与税が名称変更されたものであります。収入額全額が県と市町村に譲与されまして、100分の42が市町村に配分されるもので前年度比較133万7千円、率にしまして0.6%減の、2億1,916万円を計上しております。

次の「自動車重量譲与税」こっちも国税ですけども、これは自動車の新規登録、また車検時にその重量に応じて課税されるもので、21年度からは環境への負荷の少ない自動車、エコカーと言いますけども、こちらの方の減免措置が講じてられております。収入額の1,000分の407が、市町村道の延長・面積に応じて配分されるもので、前年度比較1,354万9千円、率にしまして2.5%減の、5億2,159万8千円を計上しております。次に、3款の「利子割交付金」から、5款の「株式等譲渡所得割交付金」については、利子や株式の配当・譲渡に対しまして県民税が課税されますが、事務費を除いた5分の3が、県民税の徴収割合に応じて市町村に交付されるものであります。3款「利子割交付金」は、前年度比較251万円、率にしまして27.7%減の、654万4千円、4款「配当割交付金」は、前年度比較1,051万5千円、率にして28.1%減の、2,689万4千円、また、5款の「株式等譲渡所得割交付金」は、前年度比較861万8千円、率にしまして45.5%減の、1,030万7千円を計上しております。つづきまして、6款の「地方消費税交付金」ですが、地方消費税は元々県税であります、国税である消費税と併せて国が取り扱っております、都道府県に配分されております。県はその地方消費税額に相当する額につきまして、全国の都道府県間において精算を行ったあと、その総額の2分の1に相当する額を市町村に交付する仕組みになっております。29年度は、前年度比較4,107万円、率にしまして2.6%減の、15億1,268万4千円を計上してございます。次に、7款の「ゴルフ場利用税交付金」こちらは県税になりますけども、ゴルフ場の利用者に対して県民税が課税されますが、この10分の7に相当する額が、ゴルフ場の所在市町村に対して交付されるもので、前年度比較58万7千円、率にしまして4.1%増の、1,495万7千円

を計上しております。大仙市には、3つのゴルフ場が現在ございます。それから8款の「自動車取得税交付金」は、自動車を取得する際に県民税が課税されますが、事務費の5%を除きました10分の7が、市町村道の延長や面積に応じて交付されるもので、前年度比較1,580万6千円、率にしまして13.5%減の、1億155万8千円を計上しております。次に、9款の「地方特例交付金」は、税制改正によりまして平成20年度から所得税で控除しきれない住宅ローン減税額を住民税から控除することに伴いまして、地方公共団体の減収を補填するための制度に伴う交付金であります。前年度比較316万3千円、率にしまして10.9%増の、3,214万3千円を計上しております。次の「地方交付税」ですけれども、こちらの方は歳入の4割、また一般財源の約6割と、財政運営にとって非常に大きなウェートを占める財源となっております。前年度比較5億2,812万1千円、率にして2.8%減の、185億4,723万8千円を計上しております。なお、国の地方財政計画では、交付税特別会計からの各地方公共団体への出口ベースの総額で、2.2%の減とされております。地方交付税は、普通交付税と特別交付税に分類されますけれども、総額の94%が普通交付税、6%が特別交付税として配分されることになっております。内訳でありますけれども、「普通交付税」は、前年度比較5億197万7千円、率にして2.8%減の、173億8,502万2千円を計上しております。普通交付税につきましては、合併算定替適用額の逡減、また人口減少の影響、またルール分であります地方債償還に係る事業費補正等の減額等を見込んでおります。また、「特別交付税」につきましては、先ほど申しました全国のマクロベースでの伸び率を2.2%減を勧案しまして、前年度比較2,614万4千円減の、11億6,221万6千円を計上しております。次に、11款「交通安全対策特別交付金」は、道路交通法に定める交通反則通告制度による反則金の収入相当額から交付されるものでありまして、前年度比較84万2千円、率にしまして4.6%減の、1,760万1千円を計上しております。つづきまして、18款「繰入金」のうち、財政課所管の各繰入金につきましては、はじめに、「財政調整基金繰入金」につきましては、普通交付税の逡減などに係りますこの一般財源の減少から、29年度予算における各事業の実施財源として繰り入れたもので、前年度比較1億円減の1億円の計上であります。今年度12月補正におきまして3億円の積み増しを行っていることから、当初予算計上後の基金残高は約32億5,700万円となります。財政調整基金につきましては、災害等の不測の事態などに備える分として、30億円の残高は最低限確保するとともに、今後も

この普通交付税等の一般財源の減少が見込まれることから、各年度の事業財源として出来る限りの積み増しを図りながら、財源確保に努めて参りたいと考えております。次に、「地域振興基金繰入金」につきましては、市民との協働のまちづくり、また地域振興及び市民の一体感の醸成を目的としました事業を実施するため繰り入れたもので、前年度比較5,189万8千円、率にしまして19.0%減の、2億2,133万7千円を計上しております。これによりまして、当初予算計上後の基金残高は約33億7,500万円となります。地域振興基金につきましては、合併特例債を財源としまして26年度まで40億円を積み立てて参りましたが、発行した市債の元金償還が終わった分を上限として取り崩しが出来ることとなっております。今後の各年度におきましても、2億円程度を事業財源として繰り入れる計画としております。また、地域振興基金については合併特例債積立分のほか、旧内小友きょうふうじきょう会からの寄附金4,400万円を財源として積みたてた分も含まれておりまして、これについては、内小友地区の振興に関連する事業に今年度500万円を充当しております。次に「公共施設修繕引当基金繰入金」につきましては、前年度比較1,484万5千円、率にしまして7.7%増の2億809万円の計上であります。市民会館の大規模修繕、また庁舎、学校施設及び生涯学習施設等の修繕財源として繰り入れたもので、当初予算計上後の基金残高は約1億9,800万円となります。今後も増加が見込まれる公共施設の修繕等に備えるために、このあと、先ほども申し上げましたが、今冬の除雪経費や特別交付税の動向などを踏まえまして、年度末の積み増しについて検討して参りたいと考えております。なお、特定財源であります「地域振興基金」及び「公共施設修繕引当基金」の充当事業につきましては、次の5ページと6ページに充当事業を示しておりますので、後程ご覧願いたいと思います。つづきまして、19款「繰越金」は、前年度繰越金として前年度同額の3億円を計上しております。つづきまして、21款「市債」のうち、財政課関連の市債は一般財源であります、「臨時財政対策債」ですが、こちらの方は地方財政の収支不足の補てん措置として、地方財政法の特例として発行を認められております用途が制限されない地方債であります。総務省の地方債計画に基づき算定を行っておりまして、前年度比較7,519万1千円、率にしまして5.5%増の14億4,539万3千円を計上してございます。なお、臨財債については、千円単位での発行となりまして、普通交付税の代替財源であることから、元利償還金につきましては後年度、普通交付税に全額算入されることになっております。つづきまして、飛びまして、資料の7ページと8ページ、

こちらの方どうかご覧願いたいと思います。ちょっと数字の方が、小さいので、申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。7ページには29年度当初予算におきます全会計の市債発行計画を、また、8ページには起債種別毎の充当率及び交付税算入率を記載してございます。7ページになりますけれども、全会計の市債発行額については、表の右下の数値になりますけれども、前年度比較21億5,759万1千円、率にしまして43.4%増の71億2,469万3千円を計上しております。この増額の要因ですけれども、前にも説明してございますけれども、広域消防本部及びかわ舟の里角間川の改築関連事業の増などに伴うものが、大きな要因となっております。7ページの方ですけれども、横軸が市債の種別、縦軸が市債の充当事業となっております。8ページの方も併せてご覧願いたいと思います。主な市債について説明をいたします。はじめに、過疎債、ハード事業になりますけれども、ほ場整備等の県営土地改良事業、また除雪機械や消防ポンプ車購入などに充当しており、発行予定額は2億910万円となっております。次に、充当事業数の一番多いのが、隣の過疎ソフトであります。29年度は24の事業に充当を予定しておりますが、公共施設の解体、自治会育成支援事業、高齢者の除雪サービス事業、雇用助成金や、橋りょうの長寿命化などに充当しており発行予定額は3億550万円となっております。過疎債については、充当率が100%、交付税算入率が70%と、非常に有利な制度となっておりますけれども、ただ償還年限が12年、元金の据え置きが3年ありますので、実質的には9年という短い期間で償還することになり、過度の発行は公債費の増大に繋がりますので、計画的な発行に努めております。ただし、ここの隣に過疎下水と書いておりますけれども、この過疎の下水につきましては、償還年限が30年に拡大されております、非常に有利な制度でありますので、平成29年度におきましても1億5,990万円の発行を計画しております。この近年過疎債の要望が全国的に多く、特にハード事業は要望額の8割程度の発行にとどまっております。また、過疎債については、現時点では平成32年度までの制度となっておりますけれども、これまでも制度の延長を繰り返してきておりますので、今後も制度継続に向けて国に対し要望して参りたいと考えております。次に、合併特例債につきましては、かわ舟の里角間川改築事業、各道路の整備事業、広域消防本部の改築事業、また花火資料館の建設事業などに充当しておりまして、発行予定額は25億6,760万円となっております。合併特例債につきましても充当率が95%、交付税算入が70%と、こちらも過疎債同様に非常に有利な起債となっておりますが、こちらの方は31年度で終了となります。次に、公

営企業債の方でありますけども、上水道、簡易水道、下水道事業などに、充当を計画しております。上水道事業は宇津台浄水場更新事業として12億円の発行を、また、簡易水道は、豊岡地区水源新設事業などとして、1億8,020万円、下水道関連の発行額は大曲・神岡・南外地域の管路工事や資本費平準化債など併せまして、7億4,640万円の発行を予定してございます。

以上、29年度の市債発行計画について簡単にご説明致しましたけども、第2次総合計画期間においては、これまでの取り組みを更に進めまして、平成31年度までの前期実施計画期間内では、各年度によって増減は見込まれますが、計画期間内の市債発行総額を元金償還総額の80%以内に、また、平成37年度までの全期間に於いては75%以内に抑えることを目標に、将来負担の軽減を一層図って参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上が歳入の方であります。

次に、歳出につきまして説明いたします。なお、説明の方は予算額や増減の大きい事業とさせていただきますので、よろしく願いいたします。資料の方は9ページの方をどうかご覧願います。予算書の方は52ページとなります。

はじめに、No.2の4目10事業の「庁舎管理費」につきましては、1億8,954万4千円を計上しておりまして、前年度と比較し123万3千円の増となっております。主な内容としましては、各庁舎の維持管理に係る光熱水費や電話料、各種業務委託料、建物等の修繕、消耗品などの他、大曲庁舎の空調設備制御盤改修や西仙北庁舎の車寄せ等の補修工事などを計上してございます。次に、予算書の53ページになりますけども、No.4の6目10事業の「財政管理費」につきましては、461万7千円を計上しており、前年度と比べて351万5千円の増となっております。主な内容としましては、当初予算書の印刷代等の他、新たな国の統一的基準により作成します財務書類に係る支援業務委託、またこれに関連し今年度整備しております固定資産台帳等のシステム保守経費などを計上してございます。

次に、No.7、8目10事業の「財産管理費」につきましては、6,010万7千円を計上しております。前年度と比較しまして、168万9千円の減となっております。主な内容としましては、市有財産の維持管理に係る光熱水費、建物保険料、土地借上料などの他、来年は、旧仙北保健センターの解体工事費などを計上してございます。次に、予算書の方は54ページになりますが、No.8、11事業の「公有林整備事業（補助分）」につきましては、337万1千円を計上しており、前年度と比べまして、278万3千



円の減となっております。29年度は中仙地域の栗沢字作沢山地内及び太田地域の斉内字川原地内と太田字高堂長根武士平の間伐搬出作業委託費を計上してございます。次に、9目10事業「車両運行経費」につきましては、5,482万3千円を計上しており、前年度と比較しまして617万円の増となっております。内容につきましては、車両の管理運行に要する経費でありまして、運転手の賃金、燃料費、車検代、保険料などを計上してございます。次に、資料の方は10ページ、予算書の方は61ページをどうかご覧願います。No.11番、42目90事業の「減債基金積立金」は、前年度同額の2,500万円の計上であります。25年度に発行しました「だいせん夢未来債5億円」の償還財源としまして、26年度から積み立てをしているもので、5年後の平成30年度の満期一括償還時に、積立額1億2,500万円を償還しまして、残額につきましては、証書借り換えを行いまして、15年で償還する計画としております。つづきまして、予算書の方は129ページになります。No.12番の12款公債費、1目90事業の「長期債元金償還金」は、45億5,976万9千円を計上しており、前年度と比較いたしまして2,925万8千円の増となっております。これは、市街地再開発事業の元金償還が開始となったことなどが主な要因となっております。次にNo.13、2目90事業の「長期債利子償還金」は、4億7,345万8千円を計上しており、前年度と比較しまして7,911万1千円の減となっております。償還利子につきましては、低利子への借換など、これまで各年度の取り組みによりまして、大きく減少してきております。一方、公債費負担適正化計画による市債発行額の抑制などによりまして、市債の残高は大幅に減少しておりますけれども、償還元金につきましては、既存借入分の償還終了時期と償還開始時期との関係、また償還年限等の関係から、ここ数年は横ばい若しくは微増になると見込んでおります。ただし、平成31年頃からは再び減少するものと現時点では推計しております。次に、予算書の方は、130ページになりますが、No.16、14款の「予備費」は、前年同額の5,000万円の計上でございます。次に、資料の方11ページと12ページをご覧願いたいと思います。こちらの方は参考としまして、各特別会計の市債の元利償還金を記載しております。一般会計同様に、各会計とも償還利子は減少しておりますが、償還元金については増加している会計もございます。特に下水道事業につきましては、資本費平準化債の発行などによりまして、公共、特環、農集の各会計とも、元金償還が前年を上回っております。こうしたことから、資料の12ページの下段の方になりますけれども、一般会計・特別会計、企業会計を合わせました全会計の市債の

償還額については、元金が前年度を6,090万8千円上回る79億7,055万5千円、利息については、前年度を1億4,600万5千円下回ります13億1,099万3千円となっておりまして、元利償還金では約8,500万円前年度を下回っております。

以上、財政課所管の歳出につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

○委員長（佐藤清吉） はい、説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） 財政の健全化について、財政課長さんのいろいろ難儀されると思えますけれども、2つほど、一つは利率について、もう一つは財政、財務といたしましょうか、そっちの管理の仕方について、二つお尋ねしたいと思います。最初に今長期金利はマイナス金利ということで、かなり金利が下がっておるわけですがけれども、2年ほど前、病院会計で、5%上回る利息を払ってるというものもありました。借り換えしていろんなそういう意味での努力はされていると思うんですけども、今これから新たに予算に組み込んだ市債の利率、あるいは特別会計の方での利率と、できるだけ利息の額を節約していきたいと、その辺の努力は負われたと思うんですけども、概要についてお話を願えれば、ありがたいです。まず一点よろしくお願いします。

○委員長（佐藤清吉） はい、舛谷財政課長。

○財政課長（舛谷祐幸） それでは一点目のご質問についてお答え申し上げます。利子の償還金、利率につきましてですけども、先ほど補正予算の中でも、ちょっと今回利息の減額ということで補正予算提出させていただきましたけども、今回27年度分の借入につきま利率が低くなったと言うことで、さっきの補正予算を上げさせてもらっております。2点について説明をいたしたいと思えます。はじめに27年度分の現年借入、これは28年度に入ってから借入、27年度の出納整理期間、いわゆる28年5月末までの借入となりますけれども、この主なものとしましては、一般会計分では財政融資資金からの借入としまして、過疎債があります。この過疎債、先ほど申し上げましたとおり12年償還、元金償還、元金3年据え置きとなりますけども、利率は0.1%、非常に低くなっております。またその他の銀行からの借入としましては、この合併特例債ですか、公共事業債等がございますけども、こちらの方まず事業の事業費、起債の借入額よりまして、償還年限が10年から25年と非常にちょっと幅があります。もちろん据

え置き期間の方も2年から3年というように据え置きもございすけども、ただし銀行の場合、あまりこの償還年限が長く、短くても長くても、そんなに利率の方に、今のところ差はございせん。去年28年度債の場合は、利率が0.23%から0.24%、だから10年でも25年でも、まずほぼ変わらないというようにお考え願えればと思ひます。それからもう一つ、特別会計分でありますけども、特別会計分としましては、この財政融資資金からの借入としまして、簡易水道事業、下水道事業とかありますけども、こちらの方は簡易水道、下水道事業も償還期間は非常に長いです。ほとんどのものが30年になります。こちらの方は30年償還、元金償還5年据え置きで、こちらの方は昨年の場合利率が0.2%となっておりました。これがまずあの補正予算関連の利率でございす。それからもう一つ、今回は28年度分として借り入れする分ですけども、こちらの方はまず29年の5月の借入になります。こちらの利率の方がはっきり今のところ分かると、当初予算の方に反映できるんですけども、どうしてもこれ今のところ、まだ分からない部分もありますので、直近の数値について説明をいたしたいと思ひます。同じく一般会計分ですけども、こちらの方同じく財政融資資金からは、まず過疎債、いま一番多いのは過疎債ですけども、こちらの方はまず去年0.1%のものが今0.02%まで下がっております。これはどうしてかと言ひますと、昨年の8月上旬に閣議決定されております、未来への投資を実現する経済対策ということで、国の方でこの財政投融資の積極的な活用を踏まえて利率の見直しが図られているものであります。去年までは、財政融資資金の下限額というものが、0.1%でありました。それがその対策後には具体的には、去年の28の11月借入分からは、下限が0.01%まで、下げられております。そういうことを踏まえまして、今回まず財政融資資金の過疎債の場合は、利率が0.02というふうに見込んでおります。また一方、銀行からの借入につきましては、今回防災対策ですとか、公共事業、学校教育の方を予定してますけども、現在、銀行等と、こちらの方については、協議中であります。今月末の借入になりますけども、借入分につきましては、償還年限によりますまず大体0.01から0.02ぐらいの差は、ありますけども、大体0.3%前後になると見込んでおります。それから、もう一つ特別会計分ですけども、こちらの方は逆に、去年よりも利率が上がっておりまして、今回3月末の借入時点では、利率の方が0.6%と、まず前から比べると利率は低いんですけど、ただ去年と比べると、若干高くなってるような感じとなっております。いずれ今、議員からもお話ありましたとおり、国の、国というか、日銀のゼロ金利政策等によりま

して、非常に今金利の方は、低くなっております。こういう時代ですから、何時上がったか、下がったりするか、ちょっと我々も見込めないんですけども、当初予算の時点におきましては、例年同様1%前後の利率として、今のところは予算を計上してございます。以上です。

○委員長（佐藤清吉） はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） それで、財投なんかで2%だとか、場合によっては、さっき言った5%の利率なっているとあると思うんですけど、この辺の借換、もしくはもう元金も返してしまえよといったあたりの年度の計画というか、そのあたりはどんな検討されているのでしょうか。

○委員長（佐藤清吉） 舛谷財政課長。

○財政課長（舛谷祐幸） ご質問の財投関連の主に財政融資資金でありますけども、先ほど議員お話ありましたとおり、やっぱり病院等で、かなりまだ、今でも非常に利率の高いものが残っております。これは財政融資資金の場合は、国の方で財政投融资、計画を立ててやってるものですから、やっぱり国の方でも、自分たちの財源でなくて、市債の発行しての財源調達になりますので、おのずとやっぱりそちらの方にも、国の方でも利息を払わないといけないという、そういう制度でありますので、その時点の利率と言うのは、なかなかやっぱり経済状況にもよりますけども、高かった時代、高ければやっぱり国の方でも、高く借りているということで、これを繰上償還するためには、財政融資資金の場合は、保証金をとられることになっております。この保証金の額というのを、正確ではないですけども、大体利息の額とほぼ同じです。それでなかなかその繰上償還しても、ただ早く償還が終わったというだけで、利息の軽減には、あまり結びつかない状況になっております。それでこれまで、各年度におきまして、国の方で保証金免除制度というのがありまして、平成、確か22年か、3年ころまでの間に、国の制度に則って、かなりの高利率の繰上償還はしてきておりますので、ただ先ほどお話しました病院とかは、繰上償還ができない制度になっておりますので、どうしてもやっぱり残ってしまうというような格好になっております。

○委員長（佐藤清吉） はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） もう一つ、さっきお話した、財政の健全化ということで、いろいろ取り組まれていると思うんですけども、いわゆる市債の圧縮と言うのは、まず代表的な話なんですけども、その他に1年間運営して行く中で、予算の編成のときから、財政の健

全化で見ている、執行部として見ている内容というのは、どんなものあるんですかね。

○財政課長（舛谷祐幸） 一番その大事なのが、確かに一般財源の動向ですとか、そういうのも大事なんですけども、やっぱり中長期的なことを考えますと、市債の管理、基金の管理、そういうものが非常に大事になってくると思います。それから、来年度から29年度決算から、新たな国の統一基準によります財務諸表の作成というのを今進めておりますけども、その中で今、固定資産台帳の整備と言うものを行っております。今までは現金的なものの流れと言うもの、我々非常に重要視してきたんですけども、これからはまずその土地ですとか建物、こういう公共財産のやっぱり管理と言うのも非常に大事になってくると思います。そういうものを踏まえまして、今後は幅広い視点でその財政管理というものをしていかなければならないなというように今考えております。

○委員長（佐藤清吉） はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） もう一つ最後、当初予算の説明書、これはもうただ説明することだけで、具体的な疑問な点、質問あったら、委員会なり本会議でやってくださいということだったんで、この4の市債の状況について、そして一番下に市債の発行割合というものがあって、28年度から31年度までの4か年計画、先ほど財政課長も触れておりましたけれども、29年度は89%まで、上がったのは消防と角間川の更生園が大きいよと、で30年も82%ということで、目標を上回っていると、これはやっぱりこの二つの事業で引っ張ってるということなのかどうか、それから31年になったら、いきなり62%まで下がるということは、これはある意味、3年後だから、変な話よ、3年後だから、あまり縛られてないから、ちょっと平均値もださなやいかんしということで、これ本当に62.8というのは、行くんですかね。率直な疑問。この辺の財政の健全化についての管理の仕方について、一つご説明を願えればありがたいなと思ってます。よろしくをお願いします。

○委員長（佐藤清吉） はい、舛谷財政課長。

○財政課長（舛谷祐幸） この一番下段のところ、議員仰るとおり、今年は先ほど申し上げましたとおり、消防、川船の里とかありまして、89.4%なっております。来年度もまずそういう流れの部分もありますけども、外の要素もございます。31年度で62.8%、非常に20%以上、ガクと落ちてるわけですけども、最初に先ほど申し上げましたとおり、前期の実施計画の期間、これは今回4年なっております。28、29、30、

31、4年間となっておりますけども、最初にその実施計画を作成する際に、この4年間の各年度の総事業費合わせたもの、それに係る市債の発行、それとその4年間の元金償還額、これを80%にすることで、最初に計画を立てました。そのあとですね、今やっぱり、たとえば消防本部の改築事業、これはもともと29年度でなくて、もっとあとに実は予定されておりました。30、31のあたりだったと思いますけども、最初に実施計画作った時点では、そういうことも踏まえまして、4年間の総額では、絶対これを守りましょうという、その基本的な姿勢は今のところも崩しておりません。やっぱり事業費から見れば、どうしても31年度は落とさざるを得ないというような、今のところはそういうような状況で、その計画どおりに事が進めば、市債の発行額は、元金償還の約6割くらいまで、落ちるのかなと、今のところはそういう計画ですので、是非これを守っていきたいなと思っております。

○委員長（佐藤清吉） はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） 特に無理に、実施計画と摺り合わせてみれば、特に大きい違いは無いよと、62も大体いくだろうというふうに受け止めていいんですか。はい、わかりました。ありがとうございます。

○委員長（佐藤清吉） はい、ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これでもって財政課に関する質疑を終結いたします。

---

○委員長（佐藤清吉） 次に、契約検査課の所管する予算の説明をお願いします。齋藤次長。

○次長兼契約検査課長（齋藤恭一） 契約検査課の平成29年度当初予算につきまして、ご説明いたします。「平成29年度当初予算概要」の15ページをご覧になっていただきたいと思っております。

2款1項1目14事業「契約検査費」についてであります。予算額は331万6千円であり、前年対比で34万4千円の減となっております。予算減の主な理由としましては、需用費の減と、秋田県と共同利用をしております電子入札共同利用負担金の減であります。次に、契約検査費の主な内容であります。備考の欄に記載しておりますとおり、一つめは、入札契約及び検査に係る事務費で、複写機の賃貸借費用や、契約書に添

付する契約事項の印刷代であります。二つめは、予算の大半を占めます秋田県公共事業執行管理システム負担金、いわゆる電子入札共同利用の負担金でございます。264万円を計上してございます。電子入札につきましては、従来、紙の書類によって行っていた入札手続きを、インターネットを使って電子的に行うもので、その効果としましては、入札会場の確保や書類作成事務の効率化、入札の過程や結果が公表されることによる透明性の向上、移動時間や移動経費の減少などの応札者の費用軽減、地理的な条件や時間的な制約の解消による入札参加機会の拡大などがございます。また、現在、共同利用に参加している市町は、当市の他、由利本荘市、男鹿市、鹿角市、横手市、潟上市、八峰町、美郷町の6市2町であります。三つめの、大仙市優良工事表彰式関係事務費であります。市が発注した建設工事におきまして、他の模範となる良好な施工成績を収めた請負業者及び技術者等を表彰する「大仙市優良建設工事表彰制度」の「記念品」また「表彰パネル代」を予算計上してございます。

以上、ご説明申し上げましたけれども、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） はい、説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。はい、千葉委員。

○委員（千葉健） この電子入札のことなんだけれども、様々な入札の形態あると思うんだけど、電子入札の割合というのは何%ぐれあるもんだしか。

○次長兼契約検査課長（齋藤恭一） 今、電子入札についてのご質問でございますけれども、電子入札で行っておりますのは、条件付き一般競争入札や指名競争入札等を行ってございます。その他に紙によります物品購入等の入札やプロポーザル方式による選定もございます。建設工事及びコンサルにつきましては、100%近く電子入札で入札をしております。それで、平成27年度では240件の電子入札を行ってございます。28年度の第3四半期までで192件の電子入札を実施してございます。以上です。

○委員長（佐藤清吉） よろしいでしょうか。他に質疑。はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） 今お尋ねになったこの中身と一緒にですけども、公共事業執行管理システム、県の方でやっている。いろいろな条件を与えると、たとえば20億、30億の大きな工事の話条件を入れると、例えば100社該当するところがあったんだけど、この条件を付けると20社減ったと、20社減ったけれども、またさらに条件を付けると3社に減ったと、そういったことも事前に課長の方では、分かるわけですか。

○委員長（佐藤清吉） はい、齋藤次長。

○次長兼契約検査課長（齋藤恭一） 公共工事を発注する際には、担当課の方で原案を作  
ってまいります。その原案が要綱のとおり適合しているかというのをチェックしまして  
発注しておりますので、その内容については、契約検査課でも承知しております。以上  
です。

○委員長（佐藤清吉） はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） 私の聞き方が悪かったのかもしれないですけど、絞り込まれる業者数  
というものは、何社だとかというのは、課長の方で分かるわけですか。もちろん県のも  
のだから、県の職員を介在して云々ということなのかもしれませんが。

○委員長（佐藤清吉） はい、齋藤次長。

○次長兼契約検査課長（齋藤恭一） 入札に応札した業者の数については、開札しなけれ  
ば、応札者数は分かりません。ですので、発注した段階では何社が来るかは、その時点  
では分かりません。

○委員（石塚柏） そういうこと聞いているんじゃないで、分かりやすく言うとね、ある  
条件言ったら、対象がゼロであったって、ゼロであったのを知らないでやるかもしれな  
い。若しくは今、大仙市でも、とにかく大規模な工事になっちゃうととたんに1社しか  
応札してこないと言うこともあるじゃないですか。だから健全な競争入札、それを実現  
したいと思えば、当然執行側としては、この条件を付与すると、極端に業者が絞られて  
しまう、場合によっちゃ、競争条件、競争状況を確保することが困難なのかもしれない、  
そういったことをやっぱり指名競争の委員会ですか、久米さんが委員長になっている委  
員会でチェックしながら、せっかくの大事な大仙市の税金ですから、それを使うのにつ  
いては、ちゃんと公平な、あるいは競争性を確保する、その辺のところを、この県の執  
行管理システム使ってるときに、この条件を例えば東北だというふうにすると、そうす  
れば3社しかなかった、秋田にすればゼロであった、けど関東も含めれば20社ある  
かもしれないとか、いろんな加える条件によって、応札者の希望する会社数が変化す  
るわけだよね、だからそういったところも見ながら入札ってものを、課長の方で執行さ  
れているのか、あるいは委員会の方でそういったことも見ながら、この条件でやろうと  
しているってことなのかね、6月の一般質問の形みたいな中身になっちゃうんだけど、  
その当たりの課長としての公正な入札の確保という、その当たりでの条件の会社数  
というのは把握されているんですかということ聞いている。



- 委員長（佐藤清吉） はい、齋藤次長。
- 次長兼契約検査課長（齋藤恭一） 条件の付け方につきましては、担当課で原案を作ります。それに基づいて契約検査課と協議しまして、極端に応札者が少なくなるような条件はまずいというような形で協議します。最終的には入札契約資格等審査委員会という副市長が委員長になっております会議で審査して決めていただくことになっております。
- 委員長（佐藤清吉） はい、石塚委員。
- 委員（石塚柏） 過去に大規模な工事について、1社入札しかないと、けっこう続きますと、その時にもっと遡ってもいいんですけども、こういう県の大型の発注工事を執行する場合に、じゃ3年前なんだけども、あるいは5年前なんだけども、この条件でやった場合に該当する会社は何社あったんですかって、照会をした場合、課長の方では、これについては40社ありました、これについては3社ですと、あるいは場合によっては、これについては1社でありましたということあるかもしれないけども、それは全部記録として、質問した議会の方に答えられるんですか。
- 委員長（佐藤清吉） はい、齋藤次長。
- 次長兼契約検査課長（齋藤恭一） 過去の入札につきましては、公表しておりますので、データは残っております。ただ今すぐ何社とっては言えませんが、その公表記録が残っておりますので、集計するとできます。
- 委員長（佐藤清吉） 他に質疑ありませんか。はい、千葉委員。
- 委員（千葉健） 石塚委員質問する関連するところあると思うんですけども、ちょっとしゃべったんですけども、結果的に電子入札して1社しか応札なかった、1社だけが応札されて、落札されたという件数は、平成27年で240件、それから平成28年には192件あるんですけども、このデータの中で1社だけが応札して、入札なったという何件ありますか。
- 委員長（佐藤清吉） はい、齋藤次長。
- 次長兼契約検査課長（齋藤恭一） 先ほど申し上げました電子入札で行った件数は申し上げましたけれども、今1社のみで、落札したという件数は、ちょっと資料ございません。ちょっと時間を、そうすれば27年度と28年度中でよろしいでしょうか。
- 委員長（佐藤清吉） はい、他に質疑ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（佐藤清吉） 無いようですので、契約検査課に関する質疑を終結いたします。

ただ今の千葉委員の質問についてはあとで答弁の方お願いいたしたいと思います。  
そうすれば暫時休憩いたします。

---

休憩（午後 1 時 4 9 分～午後 1 時 5 9 分）

---

○委員長（佐藤清吉） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、税務課及び債権管理課の所管する予算の説明をお願いします。久保江次長。

○次長兼税務課長（久保江信晴） 税務課長の久保江です。私の隣は進藤債権管理課長です。ご説明の前に、本日同席しております説明補助員をご紹介します。後列左、税務課今野参事でございます。債権管理課和田参事でございます。一番後ですけども税務課今田主幹です。債権管理課伊藤主幹です。債権管理課三浦主査です。どうぞ、よろしくをお願いします。

それでは、税務課及び債権管理課所管の「平成 2 9 年度大仙市一般会計予算」につきまして、ご説明いたします。

資料No.5、灰色の表紙の 2 9 年度各会計予算の 1 8 ページお願いいたします。歳入です。2 の歳入、市税をお願いいたします。一番上の「市税」1 款市税につきましては、本年度 7 8 億 1, 2 4 1 万 6 千円、前年度当初比較では 5, 8 4 7 万 2 千円、0. 8 % の増としております。続きまして、税目毎にご説明申し上げます。1 項 1 目「市民税の個人分」につきましては、本年度 2 5 億 9, 9 3 4 万 1 千円、前年度当初比較では 2, 5 4 8 万 2 千円の増としております。内訳では、現年課税分 2 5 億 7, 5 1 2 万 4 千円、滞納繰越分 2, 4 2 1 万 7 千円としております。増額の主な理由としましては、米価の上昇に伴う農業所得の増と、民間給与の上昇に伴う所得の増を見込んでおります。次に 2 目「市民税の法人分」につきましては、本年度 5 億 6, 5 0 8 万 8 千円、前年度当初比較では 3, 4 0 7 万 1 千円の増としております。内訳では、現年課税分 5 億 6, 2 9 6 万 6 千円、滞納繰越分 2 1 2 万 2 千円としております。これにつきましては、平成 2 6 年度の税制改正により、法人税割の税率が引き下げられておりますが、景気が回復基調で推移しており、設立・設置法人が微増傾向にあるため、その影響を見込んでおります。

次に 2 項 1 目「固定資産税」につきましては、本年度 3 7 億 8 1 9 万 6 千円、前年度当初比較では 2 2 万 6 千円の増としております。内訳では、現年課税分 3 6 億 6, 2 8

6万円、滞納繰越分4,533万6千円としております。土地については、不動産鑑定価格等を参考に毎年、時点修正しておりますが、このたびの平成28年度の時点修正において、住宅地は3.5%下落、商業地は3.8%下落していることから、土地に対する固定資産税は減を見込んでおります。次に、家屋につきましては、新築家屋以外の在来分家屋については、平成29年度は据え置きとなっておりますが、平成28年築の新築・増築家屋の住宅着工件数が増えているため、家屋に対する固定資産税は増を見込んでおります。次に、償却資産につきましては、一般申告分資産の前年取得資産額が減少傾向にあり5%減、2つ以上の市町村に所在する総務大臣配分資産については2.4%減と見込み、償却資産に対する固定資産税は減を見込んでおります。また、2目「国有資産等所在市交付金」につきましては、本年度2,994万円、現年課税分としており、前年度当初比較では45万2千円の減としております。

次の、3項1目「軽自動車税」につきましては、本年度2億6,820万3千円、前年度当初比較では1,093万7千円の増としております。現年課税分では2億6,579万1千円、滞納繰越分241万2千円としております。これにつきましては、平成28年度課税分から新税率が適用になったこと、及び、13年経過した軽四輪等の車両について重課税率が適用になったことが、主な理由であります。

4項1目「市たばこ税」につきましては、本年度6億1,335万4千円、現年課税分としており、前年度当初比較では967万7千円の減を見込んでおります。これにつきましては、健康志向の高まりや高齢化の進展、定価の改定による売渡本数の減少の影響が主な要因であります。

5項1目「入湯税」につきましては、本年度2,829万4千円、前年度当初比較で211万5千円の減としております。現年課税分で2,799万8千円、滞納繰越分は29万6千円としております。

次に「税外収入」についてご説明申し上げます。この資料の25ページをご覧ください。右の説明欄の上から4つめになりますけれども、13款「使用料及び手数料」、2項「手数料」、1目「総務手数料」、1節「総務手数料」のうち、「督促手数料」として、242万8千円を見込んでおり、歳出「徴収事務費」の特定財源となっております。次に32ページをお願いします。右の説明欄の一番下になりますけれども、15款「県支出金」、3項「委託金」、1目「総務費委託金」、2節「徴税費委託金」につきましては「県民税徴収交付金」として、1億1,437万6千円を見込んでおり、これにつきまして

は、県民税も市民税と一緒に賦課徴収していることから、個人県民税の徴収取扱費交付金となっております。次に39ページをお願いします。右の説明欄の下から4つめになりますけれども、20款「諸収入」、1項「延滞金加算金及び過料」、1目「延滞金」につきましては、221万6千円を見込んでおります。次の2目「加算金」及び3目「過料」につきましては、それぞれ「科目存置」として1千円を計上しております。続きまして、41ページをお願いします。右の説明欄の下から3つめになりますけれども、5項「雑入」、1目「滞納処分費」につきましては、「科目存置」として1千円を計上しております。次に、2目「弁償金」につきましては、原付バイク等の標識弁償金として、「科目存置」1千円を計上しております。続きまして、46ページをお願いいたします。右の説明欄の一番下になりますけれども、3目「雑入」、50節「回収金」につきましては「強制執行費用回収金」として、申し立て15件分、19万6千円を見込んでおり、歳出「滞納処分費」の特定財源となっております。

続きまして、歳出のご説明いたします。こちらの「平成29年度当初予算概要、総務民生常任委員会」の16ページをお願いいたします。最初に税務課所管の主な事業について、ご説明いたします。

はじめに、上から2つ目の「賦課事務費」につきましては、平成29年度当初3,441万3千円、当初比較増減では849万5千円の増としております。これについては、原付バイクを対象とした大仙市オリジナルナンバープレート作成費が加わったこと、及び、固定資産税における公図管理システム委託料が加わったことが主な理由です。また、その下の「不動産鑑定評価委託料」につきましては、平成29年度当初1,517万7千円、当初比較増減では1,795万4千円の減としております。これにつきましては、平成30年度固定資産税評価替えのための3年に一度の路線価付設業務委託料が、今年度無くなったことが主な理由であります。

次に、17ページをお願いいたします。債権管理課所管の主な事務について、ご説明いたします。一番上の「滞納処分費」につきましては、平成29年度新規に計上した予算で、税外収入のうち非強制徴収公債権と私債権の強制執行に必要な経費として、支払督促及び訴訟移行時弁護士費用、計73万4千円を計上しております。上から3つ目の「徴収事務費」につきましては、平成29年度当初1,360万7千円、当初比較増減で299万3千円の減としております。これにつきましては、滞納整理システムのリースが終了することにより、賃借料が減少することが主な理由であります。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。はい、千葉委員。

○委員（千葉健） 市税の、いろいろな税あるんだけれども、この滞納繰り越し分のことなんだけれども、前にけっこう、不納欠損あったりして、けっこう一時期、上水道関係とかって、処理してかなり金額を表さ出るやつ少なくした経緯あるんだけれども、この特に市税関係の滞納者というのは、あれ以来、また増えてきてるもんだか、それともいつか全部不納欠損どか、いろんなやつ処理だして、あれ以降は減る傾向にあるんだか、そこから辺ちょっとデータ的にお分かりになれば教えていただきたいと思います。

○委員長（佐藤清吉） はい、進藤次長。

○次長兼債権管理課長（進藤久） 私の方から、ただ今の質問について答えさせていただきます。不納欠損の金額につきましては、ほぼ恒常的に、通常に5年が税の時効でございまして。何もしなければ、だまっていると5年で不納欠損処理、その前に財産が無いとか、あるいは不在等の理由によって調査した結果、取る見込みが無いと認められた場合は、滞納処分の執行停止ということで、3年で不納欠損処理が完成するルールになってございまして。最近はいわゆる強制執行と申しますか、財産の調査をこまめにやるようにいたしまして、その方々の差押える財産が見あたらなければ、3年の執行停止をするように心がけております。したがって、特に従来のように急にその処分を執行停止を多くしたというような経緯もなく、恒常的にほぼ例年、同じような金額で不納欠損するように努めております。以上です。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。他に質疑ありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 歳入、強制執行費用回収金19万6千円、これは、いろいろ財産を納めれるのに納めない悪質といわれるような方々だけを対象にしてやっているものだというふうに思いますけれども、この回収費用で何件、何世帯に対する、何件に対するこの費用になってるのでしょうか。

○委員長（佐藤清吉） 進藤次長。

○次長兼債権管理課長（進藤久） 今回初めての予算計上でございまして。今年度から4月から債権管理課という新しい部署ができて、一元管理、未収金の一元管理をするようにして、これまで、言葉で言う悪質な滞納者たるものを特定いたしました。概ね税を

含めますと900件くらい、税以外のいわゆる税外未収金、この中には下水道料金とか、あるいは保育料のように税と同じように滞納処分できる、自力執行できるような未収金もございしますが、例えば水道料あるいは給食費といった私債権、強制執行が自力でできないようなものがございました。これまで、それぞれの課で、言葉で言う悪質と称される方々、なかなか面談できないとか特に給食費なんかは意図的に、立派な車に乗っているおかあさん方が、あえてこれは義務教育下のもとに食べさせるものかというような理由で、どちらかというところ恣意的に納めない方もいらっしゃいました。今回そういった方々をピックアップいたしまして、裁判所に支払い督促の申し立てをしたいというようなことで、この支払い督促のピックアップする例示を15件見込んでございます。さらに支払い督促に応じない場合につきましては、裁判所における強制執行、つまり簡易訴訟により取り立ての申し立てをするというようなことを想定してございます。これらに係る部分の経費をいっきに未納の方々について、いっきに全員一斉にやるということは、なかなかかなわないと思いますので、勉強を兼ねて15件をピックアップして、債権管理課で中心となって、現課の方々に指導を目的としながら裁判所に交渉するという見込みをたてて予算を計上したところでございます。以上です。

○委員長（佐藤清吉） ほかに質疑ありませんか。はい、千葉委員。

○委員（千葉健） 今の質問でちょっと思い出したんですけれども、この税の滞納って、例えば市税も給食、それから下水とか、けっこう若い人方、そこの税の部分でみなリンクしてると思うんだけど、その学校給食、国保税、それから市税、いろんな部分の滞納者の部分で情報をそれぞれ共有して、リンクしてる人はこういう人なんだよということをおぼろげに出しているのかどうか、そこら辺ちょっと教えていただけますか。

○委員長（佐藤清吉） はい、進藤次長。

○次長兼債権管理課長（進藤久） まさに債権管理台帳という名前で一括して、全部名前を登録して、一元管理してございます。その中にはそれぞれ複数に納めていないという方がのっかっております。特に法人の場合も法人の代表者が水道も納めない、あるいは固定資産税も納めない、そして尚かつ特別徴収するところの市県民税も納めないといったたぐいの全市横断的に名寄せをいたしまして管理してございますので、その件数が悪質という定義に合致する件数で約900件くらいということでございます。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。他に質疑ありませんか。はい、佐藤委員。

- 委員（佐藤文子） 確認します。900件というのは、いろいろなものを滞納しているいわゆるブラックリストの人数なんですか。それともこまめにあの滞納、この滞納という品目別のあれを合わせて900ですか。どっちなんですか。900人もいるということ。
- 委員長（佐藤清吉） はい、進藤次長。
- 次長兼債権管理課長（進藤久） 名前を重なる場合は、それを1件としていきますので、たとえば900件の中で税金もある、それから水道料もある、すると2件にカウントされます。本来、未納者につきましては、全件で7,000件くらいございます。その中には、大きな税金4件ありますと、一人の場合4件ありますと、4件というカウントになりますが、述べにして900件という意味です。
- 委員（佐藤文子） そうすればこの900件というのは、世帯というか、納税者あるいは納付義務者の人数ではないということですね。
- 次長兼債権管理課長（進藤久） そうということです。はい。
- 委員長（佐藤清吉） ほかに質疑ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これをもって税務課及び債権管理課に関する質疑を終結いたします。
- 

- 委員長（佐藤清吉） 次に、総合防災課の所管する予算の説明をお願いします。竹村総合防災課長。
- 総合防災課長（竹村由喜美） 説明に入ります前に、出席しております職員のご紹介をいたします。防災班長の伊藤参事でございます。消防班長の藤田主席主査でございます。よろしくお願いたします。
- それでは、総合防災課所管にかかる主な事業の説明について申し上げます。なお、特定財源につきましては、歳出の中で説明させていただきます。
- 資料No.5 予算書は105ページ、当初予算概要は18ページをお願いいたします。
- 当初予算概要のナンバーに沿ってご説明いたしますので、よろしくお願いたします。
- No.3の大曲仙北広域市町村圏組合消防費負担金につきましては、予算額が12億5,876万8千円で、対前年度比1億4,996万6千円の減であります。特定財源は、3,480万円が消防施設債、消防施設設備整備事業債であります。

次にNo.4の広域消防本部改築事業費負担金につきましては、予算額が15億1,589万8千円であります。これは、広域消防本部及び大曲消防署新庁舎建設にかかる負担金であります。特定財源は、14億220万円が消防施設債、広域消防本部建設事業債であります。

次にNo.5の消防団員報酬につきましては、予算額が5,108万5千円で、対前年度比83万9千円の減であります。これは、新規入団見込数45人を含めました1,329人分の消防団員への年報酬支給経費等であります。予算書は、106ページ、予算概要は引き続き18ページをお願いいたします。

次にNo.12の消防施設維持管理費につきましては、予算額2,086万3千円で、対前年度比379万1千円の減となっております。これは、消防施設等の維持管理経費であり、消防施設は、定期点検を実施し、災害に備えておりますが、経年劣化の進行しているものにつきましては、修繕して機能の維持を図り、災害に備えるものであります。主な経費としましては、消防ポンプ、積載車等の修繕料が410万8千円、消防施設の電気料が317万6千円であり、そのほかに消防施設に係る上下水道料、燃料費他などが1,357万9千円あります。特定財源につきましては、石油貯蔵施設立地対策等交付金78万7千円、建物貸付収入5千円でございます。

次にNo.13の消防施設・設備整備費についてであります。別にお配りしております、主な事業の説明書1-5ページをお願いいたします。消防施設・設備整備費につきましては、予算額が5,816万6千円で、対前年度比639万5千円の増となっております。特定財源につきましては、消防施設設備整備事業債が4,840万円となっております。この事業は、市民の生命及び財産を火災や災害から守るため、消防団が万全の体制で対応できるよう消防施設・資機材を更新・整備していくこと目的としております。事業の実績につきましては、老朽化した積載車の更新3台と、28年度の消防団の再編に伴う機動力向上の観点から、最低でも各部に1台の積載車を配備すると計画の基、28年度に5台新規購入いたしております。課題といたしましては、資機材や設備の老朽化が進んでおりますので、引き続き点検やメンテナンス等を実施することで、資機材の更新計画に沿って設備の充実を図り、万全の体制を整えていくことが必要となっております。29年度の事業といたしましては、更新2台と新規購入6台をあわせた8台の積載車の購入に4,997万円、積載車の格納庫の新設に240万円、不要となった格納庫の解



体に 8 6 万 1 千円、ホース乾燥等の移設に 7 7 万 8 千円、消火栓の新設に 1 5 6 万 1 千円、防火水槽の解体に 2 5 9 万 6 千円となっております。

次に、事業説明書 1 枚めくっていただきまして、1 - 6 ページをお願いします。No. 1 8 防災対策費につきましては、予算額 1, 9 7 0 万 5 千円で、対前年度比 1, 5 6 0 万 7 千円の増であります。これは、災害基本法に基づく「大仙市地域防災計画」に従い大規模災害に対処するため、総合的かつ計画的な防災対策を講じ、市民の生命・身体・財産を災害から保護するものです。これまで、東日本大震災等の教訓を生かすべく、地域防災計画を平成 2 5 年度の全面改正から、毎年、法改正に基づき改訂してまいりました。また、防災ラジオや J アラートの導入など災害時の情報伝達体制の充実強化を図ってまいりました。課題といたしましては、国土交通省が昨年 6 月に公表しました 1, 0 0 0 年に 1 度程度起こる大雨による洪水浸水想定区域に伴う災害対策が必要となりました。また、熊本地震では、被災者の生活再建に各種の側面で行政の対応が追いつかないなど、課題が浮き彫りとなりました。加えて、確実に迅速な防災情報の伝達を目指している中、現在使用しております防災ネットだいせんが、老朽化による故障の不安と、加入者の増加に伴い情報の伝達に非常に長時間かかるなど、運用に支障が生じてきております。2 9 年度の事業といたしましては、国土交通省の洪水浸水想定区域図の見直しに伴う、新たな防災ハザードマップ作成費として 1, 2 7 6 万円、災害が発生した場合に罹災証明等の発行を初めとする被災者の生活再建に関わる各種の支援ができる被災者支援システムの導入経費として 1 9 1 万 3 千円、迅速な情報伝達が可能となる防災ネットだいせんの更新経費として 1 4 5 万 8 千円を計上しております。

次に、事業説明書次のページをお願いします。1 - 7 ページでございます。No. 2 2 の空き家等緊急除排雪事業費につきましては、予算額 4 9 0 万円で、全て特定財源で空き家等緊急除雪事業債でございます。この事業につきましては、平成 2 8 年度まで空き家・高齢者世帯等除排雪事業として補正予算で対応してまいりましたが、2 9 年度は当初予算に計上するものです。事業の目的としましては、冬期間における空き家等の緊急時に除排雪作業を実施することで、市民の安全・安心な生活の確保を図るものです。これまでの実績としましては、2 7 年度の空き家の巡回調査が延べ件数で 2, 8 1 4 件、実件数で 1, 4 0 7 件、雪下ろしが延べ・実件数ともに 7 件、高齢者世帯等の巡回調査が延べ・実件数ともに 2, 1 0 3 件、雪下ろしが延べ・実件数ともに 1 件となっております。なお、説明書にはありませんが、今年度の事業が 3 月 3 日で終了しておりますので、内

容をご報告いたします。空き家の巡回調査が延べ件数で2,425件、実件数で1,267件、雪下ろしが延べ件数で12件、実件数で9件、高齢者世帯等の巡回調査が延べ・実件数ともに444件、雪下ろしが延べ・実件数ともに0件となっております。今後も増えると思われ、所有者不明の空き家は、落雪や倒壊等により通行人や周辺住民へ危害を及ぼす恐れがあることから、除排雪関連の事故防止と、高齢者世帯の緊急時の除排雪作業の負担軽減のため、支援を継続していく必要があると思われ、平成29年度における主な経費は、臨時職員8人の雇用経費が420万5千円、その他軽自動車のレンタル経費、燃料費等で69万5千円となっております。予算概要の19ページにお戻り願います。

次にNo.24の災害に強いまちづくり事業費につきましては、予算額998万9千円で、対前年度比17万7千円の減となっております。これは、災害に強いまちづくりを推進するため、自主防災組織の活動強化に係る活動資機材の配備や購入助成を実施するとともに、市民の防災に対する意識の高揚を図り、避難場所案内看板を設置し、避難所機能の強化を図るものです。主な経費については、避難所等への標示看板設置経費570万9千円、自主防災組織への活動経費補助金335万円、自主防災組織へのスターターキット整備事業費が45万5千円、主要避難所発電機修繕料6万5千円などとなっております。特定財源については、自主防災対策事業債が、970万2千円となっております。

次にNo.26空き家等対策費につきましては、予算額537万8千円で、対前年度比2万5千円の減となっております。これは、平成23年度に制定した「大仙市空き家等の適正管理に関する条例」に基づく助言、若しくは、指導または勧告に従って解体処理を講じた補助金を交付するなどして、市内における空き家の適正管理を図るものであります。主な経費につきましては、補助金が10件分として500万円、空き家等防災管理システム保守管理業務委託料が、28万5千円などとなっております。特定財源につきましては、住宅費補助金 社会資本整備総合交付金が250万円、防災対策債、空き家等対策事業債が250万円となっております。

以上、総合防災課所管分について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） 水害対策費について、お尋ねしたいと思います。昨年は4,800万

使ってるんだけど、今年388万ということで激減しておるわけですが、これ例の福部内川の内水排除の工事が少なくなっている、少なくなっているというか、無くなったんで、こういうふうなことになったんじゃないのかなと思うんですけど、今後、県のなんか8年間、事業が伸びるだとかって説明会この間あったりなんかしたわけですけど、その後なにか県の方での、態度の変化、考え方の変化、そういったものがないということで、まずまったくこう載せてないということなんでしょうか。その辺、もしお分かりでしたら、教えていただきたいと思います。

○委員長（佐藤清吉） はい、竹村課長。

○総合防災課長（竹村由喜美） 福部内川の対策につきましては、前回の答弁と同じで、今のところ、橋までのところということで、伺っております、その後の変化については何も伺っておりません。

○委員長（佐藤清吉） はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） ということは、この間の県の、この間というのは、去年の10月頃だったわけ、説明会やった以降は、何も県の方では動いていないですよということで、よろしいんですか。

○委員長（佐藤清吉） はい、竹村課長。

○総合防災課長（竹村由喜美） はい、そういうことでよろしいと思います。

○委員長（佐藤清吉） 他に質疑ありませんか。はい、千葉委員。

○委員（千葉健） この空き家対策のやつで、去年、28年度はあれだけ、強制執行したやつってあるもんだしか。強制代執行みたいな、処理したやつ。

○委員長（佐藤清吉） はい、竹村総合防災課長。

○総合防災課長（竹村由喜美） 今年度でよろしい、去年28年度、はございません。

○委員長（佐藤清吉） 他に質疑ありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 緊急の空き家等、巡回あるいは高齢者世帯の除雪の件ですけど、8人の方々が巡回等に当たられて、空き家の除雪、雪下ろしなどもされているわけですけど、この空き家は、所有者がまったく、不在、分からないというようなところとして、特定しているのでしょうか。

○委員長（佐藤清吉） はい、竹村総合防災課長。

- 総合防災課長（竹村由喜美） 中には所有者わかる方もおりますけども、本当に緊急事態ということで、空き家隊で雪下ろしをさせていただいてます。方もおります。不明の方もいるんです。
- 委員長（佐藤清吉） はい、佐藤委員。
- 委員（佐藤文子） いろいろこの空き家の管理は、基本的には所有者のあれでやるわけですけども、雪下ろし緊急的にやらざるを得なくてやったとしても、一定のその何とか所有者に、2回もやってもらっている方いらっしゃるよ、先ほどの報告あると、そういう方がまったく所有者が、もし分かっているのであれば、ちょっと見計らって来て、下ろしていただけないものかという業者さんに、その所有者さんが交渉して、するとかっていうふうな、そういう手だては、一向にこう取るよう指導するとかっていうようなことは、考えてないものでしょうか。
- 委員長（佐藤清吉） はい、竹村総合防災課長。
- 総合防災課長（竹村由喜美） 空き家に関しましては、雪が降る、降らない別にしまして、普段からその危険な状態にある所有者には、連絡して、解体なりするよう指導なり、助言をしているところでして、雪が降ったからという、その部分だけでといいますか、普段から指導はしているつもりです。
- 委員長（佐藤清吉） 他に質疑ありませんか。はい、大野委員。
- 委員（大野忠夫） 防災対策のところなんですけど、これまでもいろいろと防災については、それぞれに担当部門で頑張ってきているなどは思ってますけども、この今回の防災対策費の部分の事業説明の中で、防災ネットだいせんによって迅速な情報伝達可能となる新しいシステムを導入するという、新しいシステム、どういうシステムですか。
- 委員長（佐藤清吉） はい、竹村総合防災課長。
- 総合防災課長（竹村由喜美） 現在の防災ネットだいせんは、サーバーが庁舎内にございまして、それを経由して登録者、今5,900人位いるんですけども、その方たちにメールを一斉に配信してます。新たなシステムというのは、サーバーを外部に委託しまして効率よく送信ができるという意味で、新たなシステムというふうに表現させていただいてます。
- 委員長（佐藤清吉） はい、大野委員。
- 委員（大野忠夫） そういうシステムを新しいシステムやるということについて、非常に、従来よりも良いものだと思うんですけども、そういうものを市民の側で、しっかり

分かって使用していかなければ、あんまり効果がないなと思うんですけども、そういう市民の側に対する説明だとか、そういうものは、どういう形でやって行くんですか。

○委員長（佐藤清吉） はい、竹村総合防災課長。

○総合防災課長（竹村由喜美） システムの更新と申しましても、今登録されている市民の皆さん、職員もなんですけども、何も作業する必要も、変えることもありません。こちら側で、防災課側でシステムを更新して作業をすることで、ただ発信される速度が速くなるということですので、市民にとりましては、何も不利益も、不便もおかけすることがないまま、更新できるということです。

○委員（大野忠夫） ちょっと私わからねけれども、今使っている防災の来るしな個人さも登録すると、その話ですか、今言っているのは。

○総合防災課長（竹村由喜美） その話です。最近ですと雪下ろし注意情報とかというのを流してますけれども。

○委員（大野忠夫） これが新しいシステム。

○総合防災課長（竹村由喜美） それを新しいシステムにすると。

○委員長（佐藤清吉） 大野委員。

○委員（大野忠夫） その今使っているものを新しいシステムに変えるということ。

○委員長（佐藤清吉） はい、竹村総合防災課長。

○総合防災課長（竹村由喜美） そういうことでございます。

○委員長（佐藤清吉） はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） そういうことは、いろいろこうやることは良いことだけれども、なかなか今聞いていると、今使っているものを新しいシステムに変える、新しいシステムに変えれば、どういうふうになるかということ分からなければ、我々市民の側では、しっかり理解できねわけです。そこら辺のところ非常に、いつも思うんですけども、防災の関係については、防災と減災とセットだ。そうですね、防災というのはどういうことで、減災ってどういうことなんだ、この辺の共通認識というのは、市民の側で持っているものだし。そこをちょっと答えて。

○委員長（佐藤清吉） はい、竹村総合防災課長。

○総合防災課長（竹村由喜美） 今の更新につきましては、先ほどから申し上げてますとおり、現在使っているシステムそのもので、情報伝達しますと全員、5,900人ぐらいに届く時間が約1時間から3時間とかという時間がかかってます。それをその伝達時

間を短くするために、新しいシステムを更新する、新しいシステムに更新することで、市民の皆さんの防災に役立つということでございます。

○委員長（佐藤清吉） はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） そのことは発信する側のそうすれば新しいシステムということですか。受ける側では何にも変わらないということ。

○委員長（佐藤清吉） はい、竹村総合防災課長。

○総合防災課長（竹村由喜美） 受ける側が早く情報を受けることが出来るということですよ。

○委員（大野忠夫） 今のいろんな世の中だから、いろんな事を直ぐ出来るかもしれねけれども、今言っていることは、発信する側ではぱっぱと分かるべども、受けた側で新しいシステムだっというの、そういうものって用意してる、どうしてやるんですか。

○委員長（佐藤清吉） 竹村総合防災課長。

○総合防災課長（竹村由喜美） 発信する側のシステムを更新することで、受け手側は何もしなくても、今まで発信して1時間かかっていたものが、10分程度で伝達できると、受信できるということになります。

○委員長（佐藤清吉） 大野委員。

○委員（大野忠夫） もう一回聞きます。これそうすれば新しいシステムというのは、発信側、それとも傍受側、両方やるんですか。それとも片方だけですか。どっちなんですか。

○委員長（佐藤清吉） はい、竹村総合防災課長。

○総合防災課長（竹村由喜美） 発信側のシステムだけでございます。

○委員（大野忠夫） んだしべ、さっき私そう聞いたの、だから発信側のシステム変えるのだから、傍受側だかって、発信側だ、でね傍受側だって話だから、そうでなかったしか。はっきりしてもらわないと、非常に今ここら辺のところ、実はちょっと変な、余談になって申し訳ないんですが、防災に対するちょっといろんな、この講演するものがあって、私ちょっとそこに顔出して来たんです。そうすればやっぱりこの防災と減災の話だったんです。非常に良い話だなと思って聞きに来たんですが、今こういう新しいシステムで、それぞれなりでいいんですけれども、防災、まず防災というのは、こういうこと聞いて非常に申し訳無いんですが、防災ってどういう意味ですか。

○委員長（佐藤清吉） はい、大野委員。

- 委員（大野忠夫）　ここでもちょっと事業説明書の中に書いてありますけれども、1, 000年に1回のなんだから書いたとこねがったけど、んだな、1, 000年に1度の起こる大雨による想定最大のために、ようするにこの新しい今のハザードマップを作るという、そういうことなんですかねここ、ちょっとここ要約すれば、だからそういう新しいもの、今1, 000年に1回だという捉え方しながら、そういうものやろうとする、そういうふうな防災って、そうすればどういうふうに、防災というのはどういう認識で理解しているのか。そこ一つ聞いておきたいです。
- 委員長（佐藤清吉）　はい、竹村総合防災課長。
- 総合防災課長（竹村由喜美）　あてはまるかどうか分かりませんが、被害を最小限に押さえるということだと思ってます。
- 委員（大野忠夫）　ちょっと私、こんなこと言って笑わないでください。
- 委員長（佐藤清吉）　暫時、休憩します。

---

休憩（午後2時49分～午後2時51分）

---

- 委員長（佐藤清吉）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
- ほかに質疑ありませんか。はい、児玉委員。
- 委員（児玉裕一）　今のこの説明の中さ出てこねがったども、この中さ防災ラジオ、去年の今頃、鳴り物入りでやって、各支所なり公民館さ配布して、取りに来てくださいと、そういう話聞いていますけども、いったいどれくらい取りに来たもんだしか。それから、いくらぐらい売ったもんだしか。
- 委員長（佐藤清吉）　はい、竹村総合防災課長。
- 総合防災課長（竹村由喜美）　防災ラジオにつきましては、28年4月1日現在の貸与対象者が9, 079人でありまして、防災ラジオの方は完成した方から、去年の9月頃から各地域に貸与を開始しました。各重点貸与期間5日位を重点期間として貸与して、その時あまり正直言って、取り来て頂ける方が少なかったのも、大曲地域の貸与重点期間を終わりました2月から、また2度目の通知を行いまして、昨日現在で、3, 785人に貸与してございます。9, 079の当初の貸与者でしたけれども、その9, 079人のうち、亡くなった方、転出された方も400人弱おりますし、2度目の貸与の通知を出した際に、貸与を希望するか、しないかという意思表示のはがきも一緒に出してま

して、それで確認しておるところです。貸与を辞退すると、希望しないという方が、昨日現在で1,690名ぐらいございます。それを加味しますと、貸与対象者のうち54%ぐらいが、貸与できているということです。販売台数につきましては、61台売れてございます。以上です。

○委員長（佐藤清吉） はい、児玉委員。

○委員（児玉裕一） せっかく金掛けて作ったもんだからしよ、いらないという人もいることだし、買った人も60何件いるとなれば、半分くらいは残っていることだよな、これだけの金1千何百万も注ぎ込んで、やっぱりもうさっとなんとかして、安くして売る方法とか、まず高く買った人はあれだべども、そういうふうな方向取らねば、宝の持ち腐れなるでねがなとは思ひ、各支所の支所長たちも居るし、各公民館でも場所とってなんともならないというような状況下にあるだしよな、あのものをやっぱりあこさ貯めておくとなれば、そういう話を聞くもんだからしよ、やっぱり、いらないという人も何人もいるんだから、そのあたりはもうさっと、的確とやってもらわねば、支所の支所長さん方は、おおらかだから言わないでいるかもしれないけども、そういう支所なり、公民館だって、たくさんあると思うんだしよ、話、実際聞こえてくるから、そのあたりは、やっぱりもうさっと早くして、何とか処理するようにしてほしいと思います。

○委員長（佐藤清吉） はい、他に質疑ありませんか。はい、小山委員。

○委員（小山祿郎） ちょっと聞きたいですけども、県の防災訓練、分かったらです。地域と場所と形態分かったら、まだ決まってね、どういう形態でどういう災害を想定してやっていくかというやつ、テーマとか、分かったらです。この総合防災訓練、県との、時期と場所と形態が分かったら教えてください。もしわかればな。

○委員長（佐藤清吉） はい、竹村総合防災課長。

○総合防災課長（竹村由喜美） 冬期防災訓練につきましては、今のところ30年の1月23日、年明けて、一斉防災訓練シェイクアウトと併せてやろうかなというふうに考えてございます。場所は冬期防災訓練ですので、山の方がいいかなということで、協和地区の地域の方を今のところ考えております。以上です。

○委員長（佐藤清吉） はい、小山委員。

○委員（小山祿郎） そういう防災のテーマでは、例えば土砂崩れとか何か、そういうテーマまだ、決まってね、その山岳救助隊どかなんか、そんたやつ分かるしか。

○委員長（佐藤清吉） はい、竹村総合防災課長。



○総合防災課長（竹村由喜美） 内容につきましては、あくまでも地震が来たという想定で、土砂災害が起こりやすい場所なので、雪崩の被害とか、あとは雪に埋もれている人を捜す訓練だとか、倒壊建物があって、それが雪を被っている状態、ま夏場は雪が無い状態で訓練しますけども、雪を被った倒壊建物の中から救出する訓練というふうに、その他にもまだあるんですけども、はっきりしたことまだ決まってませんので、そういう感じで考えております。

○委員長（佐藤清吉） はい、他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、総合防災課に関する質疑を終結いたします。

3時なんですけども、間もなく終わりますので、もう少し間お願いいたしたいと思えます。

---

○委員長（佐藤清吉） 次に、雪対策推進室の所管する予算の説明に入るわけなんですけど、その前に契約検査課の先に、石塚さんの対しての答弁やらしてもらえますか。

○次長兼契約検査課長（齋藤恭一） 先ほどの質問でございますが、電子入札を実施した場合、1件、1社入札がどれくらいあったかということでございますが、平成27年度は240件中、12件です。28年度は第3四半期までですが、192件中、7件が1社のみとなっております。以上です。

---

○委員長（佐藤清吉） はい、ありがとうございました。次に、雪対策推進室の所管する予算の説明をお願いします。今雪対策推進室長。

○雪対策推進室長（今和則） それでは議案第37号、平成29年度大仙市一般会計予算のうち、雪対策推進室所管分について、ご説明申し上げます。資料5の予算書は55ページ、それから、主な事業の説明書は1-2ページをお願いします。2款1項10目23事業、雪対策推進事業費につきましては、532万4千円で平成28年度に比較しますと、26万円の増となっております。事業の目的及び目標でございますが、大仙市雪対策総合計画における「雪に負けない市民協働のまち・大仙」を基本理念に、住民参画と協働により、安心して住み続けることのできるまちづくりの推進を目的としまして、新規事業の立ち上げや、既存の雪対策事業の整備・拡充を行っていくこととしております。これまでの実績でございますが、ひとつめとして、市職員が一丸となって部局横断

的に雪対策に取り組む体制を構築するため、平成27年度に雪対策に特化した部署「雪対策推進室」を設置しております。二つめとして、2つの雪対策事業、地域包括支援センターが所管している高齢者等雪対策総合支援事業とまちづくり課が所管してまます地域提案型自治会等雪対策モデル事業の立ち上げを行っております。三つめとして、雪対策を協働で取り組んでいこうという市民の皆様の協働意識の醸成を目的としまして、今年度、新たに雪シンポジウムを開催するとともに、昨年度から除雪等合同出動式を継続して開催しております。事業の評価としましては、2つの雪対策事業（高齢者等雪対策総合支援事業と地域提案型自治会等雪対策モデル事業）につきましては、利用者より事業を継続して実施してほしいと意見を受けるなど一定の効果があったものと思っております。引き続き、事業の検証作業を行いまして、自力では除雪することが困難な高齢者等世帯への対応や除雪の担い手不足の解消に取り組んでいく必要があると考えております。また、大仙市雪対策総合計画の基本理念「雪に負けない市民協働のまち・大仙」の実現のためには、市民協働で雪対策に取り組んでいこうという市民意識をいかにして醸成していくかが課題であると考えております。今後の方向性として、雪シンポジウムと除雪等合同出動式を開催し、雪対策に協働で取り組んでいこうとする市民意識の醸成を図っていくとともに、既存の雪対策事業の整備・拡充や新たな雪対策事業の検討を行って参りたいと考えております。

それでは、平成29年度の事業の概要について説明いたします。協働で雪対策に取り組んでいこうとする市民意識の醸成のために、雪シンポジウムの開催に係る経費としまして、50万6千円と除雪等合同出動式の開催に係る経費としまして、4万4千円を計上しております。雪下ろしの安全対策経費としまして、雪下ろし用の安全対策セットを市民に無料で貸出するために、安全帯及び命綱等の購入費用としまして43万5千円を計上しております。雪対策事業の検証に係る経費としまして、平成27年度から開始した高齢者等雪対策総合支援事業と地域提案型自治会等雪対策モデル事業のアンケート調査を予定しており、これに関わる郵便料としまして6万6千円を計上しております。このほか、効率的な道路除雪のための経費としまして、冬期の気象予報等の情報サービスを道路除雪車の出動判断に活用するために除雪体制支援情報サービス業務委託料としまして、345万6千円を計上しております。

以上ご説明申しあげましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） 雪対策について、ワンストップサービスということ、先ほどおっしゃってましたが、一元的に管理するということは、雪対策室ということでもよろしいんでしょうか。たとえば、地域包括支援センターのもあるし、まちづくり課所管もあるだろうし、あるいは道路課もあるかもしれない、それは関係する部署も、すべて除雪に関しては、情報はこの対策室の方に集めていくというような、そういう市役所内部でも、その意識を共有が図られているのかどうか含めて、その市民が戸惑わない、あっち行ったりこっち行ったりとか、よく分からないということのないようにするための手立て、その辺検討されてると思いますので、教えていただけませんか。

○委員長（佐藤清吉） はい、今室長。

○雪対策推進室長（今室長） 先ほど、条例制定に係る説明の中で、説明させていただきましたけども、条例制定の資料No.1の2ページ目のところで、ワンストップサービスについて若干説明させていただいております。庁内体制としましては、雪対策推進室中心にしまして、市職員一丸となって、全庁的に横断的に連携して取り組むと、さらに雪対策総合計画の進行管理となっております。また、雪に関する相談窓口としまして、ワンストップサービスを目指して行くこととしています。庁内体制として（聞き取り不可能）、それから、各支所と連携を図りながら雪対策に取り組んでいく（聞き取り不可能）、この体制につきましては、雪対策総合計画の中で、こういう体制を取っていくということは、すでに取り決められておりまして、それを含みまして、市民の方には、こういう体制組んでいくということで、周知を図っていきたいと（聞き取り不可能）

○委員長（佐藤清吉） はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） 是非この各種団体と協議するときに、全庁で対応してるんだということだけでなしに、何処へ相談に行っても最終責任は、ここでやるからご安心くださいというような、そういうなんていうんでしょう、市民がうろうろしなくて済むように、是非説明段階で徹底していただくことをちょっとお願いして終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（佐藤清吉） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これを持って、雪対策推進室に関する質疑を終結いたします。

---

○委員長（佐藤清吉） 次に、会計課の所管する予算の説明をお願いします。伊藤会計管理者。

○会計管理者（伊藤雅裕） それでは私から、会計課所管の当初予算について、説明いたします。

経常的な事務費のために、お手元の当初予算概要、A4判の横でございます。こちらでの説明となりますのでよろしくお願ひいたします。当初予算概要の21ページをお開き願ひます。

はじめに2款1項7目10事業、会計管理費は97万7千円の予算措置であります。現金取扱担当課へ配付する納入通知書や市内各金融機関に配布する納入金日報、決算書等の印刷製本費など、出納事務に要する経常的な事務費であります。決算書は昨年度から一部職員にいわゆるPDFファイル、電子的データで配るように対応いたしまして、ここでは120冊の印刷を予定してございます。昨年と比較しまして5万5千円増となっておりますが、納入通知書や決算書などの印刷製本費などの単価増が主な要因であります。

次に12款1項2目91事業、一時借入金等利子でございますが、支払資金が不足した場合に借り入れた資金に対しまして支払う利息でございます。財政調整基金、地域振興基金など、一時的に流用できる基金の蓄えはありますが、普通交付税の減額等が見込まれますので、昨年度と同等の予算額を計上してございます。備考に記載しておりますが、借入予定額は基金現金からの流用が70億円で100日借り入れた場合の利息が0.025%で47万9千円ほど、また、金融機関からの借入は10億円で90日借り入れた場合の利息が0.8%で197万2千円ほどを見込み算定しております。今年度も資金不足が生ずることから2月17日から財政調整基金と地域振興基金を合わせて22億円、繰替運用を出納閉鎖前の5月30日まで実施することで進めております。

私からは以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひいたしまして説明を終了させていただきます。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願ひします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) 無いようですので、会計課に関する質疑を終結いたします。

---

○委員長(佐藤清吉) 次に、選挙管理委員会事務局の所管する予算の説明をお願いします。生田目事務局長。

○選挙管理委員会事務局長(生田目新永) よろしく申し上げます。説明に入る前に、今日同席しております職員を紹介いたします。竹村副主幹です。

それでは、選挙管理委員会の所管分の平成29年度当初予算につきまして、ご説明いたします。

はじめに、平成29年度は、任期満了に伴う、秋田県知事選挙、大仙市議会議員一般選挙が執行される予定であります。また、市長の辞職に伴う大仙市長選挙と同時に、市長の辞職申出を受け、選挙を行う自由が発生したことによる、大仙市議会議員補欠選挙も行われます。その他、秋田県仙北平野土地改良区、秋田県西仙北土地改良区の任期満了に伴う総代選挙も執行される予定であります。

それでは、最初に、当初予算概要の23ページをご覧ください。2款4項1目1事業の選挙管理委員会委員報酬の1,240万円につきましては、委員4名分の報酬でございます。同じく50事業、選挙管理委員会会費負担金の9万円につきましては、選挙管理委員会連合会に対する負担金でございます。2款4項2目10事業の選挙常時啓発の65万円につきましては、小中学生を対象とした選挙啓発標語コンクールの入賞者記念品代や新有権者へのメッセージはがきなどの経費でございます。2款4項70目10事業並びに2款4項72目10事業につきましては、各土地改良区の総代の任期満了に伴う、総代選挙の執行経費であります。なお、これらの選挙の執行経費の財源といたしましては、全額、12款2項1目の各土地改良区総代選挙費負担金が充当されております。

次に主な選挙について、ご説明いたします。お配りしております「主な事業の説明書」をご覧ください。ページの1-3をご覧ください。平成29年9月30日任期満了に伴う大仙市議会議員一般選挙の執行経費についてご説明いたします。予算額は、1億836万3千円となっております。この選挙の財源といたしましては、全額一般財源が充当されております。事業の目的につきましては、9月30日任期満了に伴う大仙市議会議員一般選挙の管理執行を行うことを目的に、同選挙における立候補者について得票数を確定させるための経費でございます。また、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたこと

により、若年層の投票率の向上と投票の機会の確保を図るため、昨年の参議院選挙からさらに、二つの商業施設に期日前投票所を開設しております。こうした中で、買い物ついでに投票していく方が多く見られ、利便性にも繋がっており、今後もこの商業施設での期日前投票を定着させ、さらに、FMはなびなどを利用した啓発活動にも努め、投票率の向上を図って参りたいと考えております。次に、選挙の日程につきましては、告示日、期日前投票、投票日を9月に予定しております。また、開票につきましても、投票日の午後8時30分から大曲体育館で行う予定でございます。次に経費につきましては、主な項目についてご説明いたします。投票所経費につきましては、当日の投票管理者、立会人の報酬、事務従事者の時間外手当などが主な経費でございます。ポスター掲示場の経費につきましては、掲示板の購入、掲示板の設置、撤去、維持管理などが主な経費でございます。公費負担につきましては、選挙運動の運転手賃金、燃料、ポスターの印刷代、ハガキの郵券代、自動車借上げ料などの経費でございます。その他の経費につきましては、選挙公報、氏名掲示、事務費などが主な理由でございます。

次に、ページ1-4をご覧ください。お配りしております1枚目の事業説明書をご覧ください。先ほどお配りしました事業説明書でございます。4月16日任期満了に伴う大仙市長選挙の執行経費となっておりますが、2月27日市長から議会議長へ辞任届が提出され、同日、市議会議長から選挙管理委員会へ通知があり同日付で受領しております。そこで、辞職に伴う大仙市長選挙の執行経費については、任期満了時の経費と同額であり、また、選挙日程についても変更はありません。それでは、市長の辞任に伴う大仙市長選挙の執行経費等についてご説明いたします。予算額は、3,707万2千円となっております。この選挙の財源といたしましては、全額一般財源が充当されております。事業の目的につきましては、市長の辞任に伴う大仙市長選挙の管理執行を行うことを目的に、同選挙における立候補者について得票数を確定させるための経費でございます。また、投票率の向上と投票の機会の確保を図るために、昨年の参議院選挙から2つの商業施設で期日前投票所を開設しており、有権者の利便性を図りながら併せてFMはなびなどを利用した啓発活動にも努めて参りたいと考えております。次に、選挙の日程につきましては、告示日が4月2日、期日前投票は、4月3日から8日まで、投票日は、4月9日で開票は、午後8時30分から大曲体育館で行います。次に、経費についてでございますが、選挙における準備経費につきましては、28年度に計上しておりますので、平成29年度の主な項目についてご説明いたします。投票所経費につきましては、

当日の投票管理者、立会人の報酬、事務従事者の時間外などが主な経費でございます。期日前投票所経費につきましては、期日前投票管理者、立会人の報酬、期日前事務従事者の時間外などが主な経費でございます。公費負担につきましては、選挙運動の運転手賃金、燃料、ビラの印刷、ポスターの印刷、ハガキの郵券代、自動車の借上げ料などが経費であります。その他の経費につきましては、選挙公報、氏名掲示、事務費などが主な経費でございます。

以上、ご説明いたしました、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、選挙管理委員会事務局に関する質疑を終結いたします。

---

○委員長（佐藤清吉） 次に、監査委員事務局の所管する予算の説明をお願いします。

今監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（今善雄） 監査委員事務局所管の歳出予算についてご説明いたします。

説明資料の平成29年度当初予算概要によりご説明いたしますので、一番最後のページ、24ページをご覧ください。

はじめに2款6項1目1事業、監査委員報酬につきましては、46万8千円で前年度と同額であります。議会選出監査委員の報酬、月額3万9千円の12カ月分であります。次に10事業、事務費等につきましては、74万1千円で前年度と比較し16万3千円の増となっております。内訳は事務局での経常的な事務経費となっており、決算審査意見書の印刷製本費や消耗品費等として41万7千円、監査委員、事務局職員の都市監査委員会総会及び研修会等出席旅費や費用弁償等として15万8千円、工事監査を行う際の技術調査委託料として16万円などであります。次に50事業、監査委員費負担金につきましては、5万5千円で前年度と同額でございます。秋田県、全国、東北のそれぞれの都市監査委員会の年会費でありまして、秋田県1万8千円、全国2万6千円、東北1万1千円でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。はい、千葉委員。

○委員（千葉健） ちょっと教えていただきたいんですけども、この工事監査委託料って、これってあれだか、工事が適正に行われたかどうかを第3者的な方が、調べるためにやるような委託料だか、ちょっとそこら辺。

○委員長（佐藤清吉） はい、今局長。

○監査委員事務局長（今善雄） 工事監査につきましては、平成24年に大曲庁舎の互助会館の耐震補強工事、それから平成26年は、館の橋の橋梁床板の補修工事を工事監査ということで実施しております。ただいま委員おっしゃったとおりの内容の監査というようなことでございます。技術的なことについては、こちらの方でそこまで知識がないということなもので、この技術的な調査の方を日本技術士会という専門的なところに委託するという経費として、16万円ほど予算計上しているところでございます。以上です。

○委員長（佐藤清吉） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無ければ、監査委員事務局に関する質疑を終結いたします。

以上で、「平成29年度大仙市一般会計予算」の内、総務部関係についての質疑を終了いたします。

なお、本件に関する討論及び採決は、明日の10日、市民部と一緒にいたします。

---

#### 【議案第49号～54号】

○委員長（佐藤清吉） 最後になりますが、次に、議案第49号、「平成29年度大仙市内小友財産区特別会計予算」から議案第54号、「平成29年度大仙市淀川財産区特別会計予算」までの6件は関連がありますので、会議規則第96条の規定により一括議題といたします。

当局の説明を求めます。舩谷財政課長。

○財政課長（舩谷祐幸） それでは、総務部関係最後になりますが、議案第49号から54号までの各財産区特別会計についてご説明申し上げます。



資料につきましては、当初予算の概要の13ページの方をどうかご覧願います。予算書の方は377ページからとなります。

始めに、「内小友財産区特別会計」についてであります。29年度の予算額は、579万3千円で、前年度と比較しまして、515万円の増となっております。29年度は、内小友字小出沢地内の更新伐、搬出間伐等の山林保育事業を計画していることから増額となっているもので、そのほか山林の管理に要する経費などを計上しております。財源内訳、その他の565万円につきましては、山林保育事業の実施に伴う立木売り払い収入や、森林組合からの森林環境保全整備事業費補助金などが主なものでございます。

続きまして、「大川西根財産区特別会計」についてであります。29年度の予算額は、41万6千円であります。前年度と比較しまして、21万3千円の減となっております。29年度は、更新伐等の事業は計画されておられません。山林の管理に要する経費が主なものでございます。財源内訳、その他の30万5千円につきましては、基金繰入金や土地貸付収入などでございます。

続きまして、「荒川財産区特別会計」についてであります。29年度の予算額は、178万5千円であります。前年度と比較しまして、14万6千円の減となっております。29年度は、同じく更新伐等の事業は計画されておらず、山林の管理に要する経費が主なものでございます。財源内訳、その他の143万6千円は、基金繰入金及び土地貸付収入などでございます。資料の方14ページになります。

続きまして、「峰吉川財産区特別会計」についてであります。29年度の予算額は127万円で、前年度と比較しまして、14万4千円の減となっております。同じく29年度は、更新伐等の計画はされておられません。山林の管理に要する経費が主なものでございます。財源内訳、その他の110万8千円は基金繰入金が主なものとなっております。

続きまして、「船岡財産区特別会計」についてであります。29年度の予算額は173万4千円で、前年度と比較しまして、7万7千円の減となっております。船岡財産区につきましても、更新伐等の事業は計画されておられません。山林等の管理に要する経費が主なものでございます。財源内訳、その他の130万9千円は基金繰入金が主なものとなっております。

最後に、「淀川財産区特別会計」についてであります。29年度の予算額は、281万9千円で、前年度と比較しまして、85万円の増となっております。29年度は、

更新伐等の事業は計画されておりませんが、作業道路の肩修理、これは中淀川の蛇走地区の含みます山林に要する経費を計上しております。財源内訳、その他の250万3千円につきましては、基金繰入金が主なものでございます。なお、協和地域の各財産区につきましては、それぞれの地域の振興協議会等に対しまして、一般会計を通じて活動団体補助を行っております。

以上、各財産区の特別会計予算について説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了いたしました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無ければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本6件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本6件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

## 【第1日目 散会】

以上をもちまして、本日の審査日程が終了いたしました。

本日はこれにて散会し、明日10時から委員会2日目を開催いたします。

大変、長時間ご苦労さまでした。

午後3時30分 閉会

---

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

総務民生常任委員会委員長